

平成 1 8 年 9 月 1 9 日開会

平成 1 8 年 9 月 2 1 日閉会

平成 1 8 年 9 月

第 2 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

# 平成 1 8 年 第 2 回 小豆島町議会定例会会議録

---

小豆島町告示第 1 4 4 号

平成 1 8 年 第 2 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 1 8 年 9 月 1 5 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

1 . 期 日 平成 1 8 年 9 月 1 9 日 ( 火 )

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

---

開 会 平成 1 8 年 9 月 1 9 日 ( 火曜日 ) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 1 8 年 9 月 2 1 日 ( 木曜日 ) 午前 1 1 時 3 6 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	9月19日 (第1日)	9月21日 (第2日)	
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜 代 文			
9	山 中 彰			
10	植 松 勝 太 郎			
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真 由 美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行			
内 海 統 括 室 長	八 代 豊			
税 務 課 長	三 木 忠 臣			
住 民 福 祉 課 長	秋 長 邦 広			
健 康 増 進 課 長	谷 本 広 志			
環 境 衛 生 課 長	石 井 富 男			
商 工 観 光 課 長	真 渡 健			
農 林 水 産 課 長	岡 本 安 司			
建 設 課 長	池 上 恵			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	平 間 繁 夫			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	岡 野 俊 昭			
水 道 課 長	堀 田 俊 二			
介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	岡 田 弘 彦			
病 院 事 務 長	松 下 智			
出 納 室 主 幹	高 橋 龍 司			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 山 本 芳 嗣

議事日程

別 紙 の と お り

平成18年第2回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成18年9月19日(火)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 一般質問 11名
- 第5 議案第38号. 小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例について  
(町長提出)
- 第6 議案第39号. オリーブナビ小豆島条例について  
(町長提出)
- 第7 議案第40号. 小豆島町都市計画審議会条例について  
(町長提出)
- 第8 議案第41号. 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第9 議案第42号. 改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第10 議案第43号. 小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について  
(町長提出)
- 第11 議案第44号. 公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更について  
(町長提出)
- 第12 議案第45号. 平成17年度 内海町、池田町及び小豆島町歳入歳出決算認定について  
(町長提出)

開会 午前9時30分

議長（中村勝利君） おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る9月11日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。

町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会9月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、先日の13号台風に際しましては、当日と17日午後7時に水防本部を設けまして防災に備えましたが、幸いにして台風一過、災害届はありませんでした。何とか災害を逃れたということは本当にありがたいことだと、こう思っておる次第でございます。台風の被害届もございませんでしたので、ここにご報告をさせていただきます。

皆様には、8月23日開催の議員懇談会で報告させていただきましたとおり、このたび水道事業におきまして職員による公金横領事件が発生いたしました。この事件によって町民の皆様のご信頼を大きく裏切ることになり、町政執行の責任者として深くおわび申し上げます。今回の不祥事は、公務員が最低限持っていないとてはならない資質である倫理観の希薄に起因するところが大きいと思っておりますが、一方では組織としてのチェック体制に問題があったことは深く反省するところであります。私どもに課せられた責務は、このような事件が二度と起こることのない制度構築と職員研修の徹底であると思っております。議員の皆様のご意見を十分にちょうだいしながら、この作業を進め、一日も早く住民の方のご信頼を取り戻すべく努力してまいりたいと思っております。皆様のお力添えを何とぞよろしくお願い申し上げます。

本定例会は、条例案件4件、その他案件3件、補正予算の審議及び決算認定をお願いすることになっております。議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（中村勝利君） ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時34分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項ではありますが、6月以降8月末までの主要事項に関する報告及び監査委員よりの出納例月検査執行状況報告書6件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第116条の規定により、7番安井信之議員、8番井上喜代文議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付してあります日程表によりまして、本会議は本日と21日とし、会期は本日から21日までの3日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から21日までの3日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 所管事務調査報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題といたします。  
第1回定例会において、各委員会から閉会中の継続調査について申し出がありました。  
本件に関し、閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、各委員会委員長から報告をお願いします。

初めに、交通問題特別委員会の報告を求めます。

山中委員長。

交通問題特別委員長（山中 彰君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

交通問題特別委員会委員長山中彰。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、会議規則第76条の規定により、調査の結果を次のとおり報告します。

記。

1．委員会開催年月日。平成18年8月7日。

2．調査案件。陸上交通について。

3．調査の経過。町長、助役、担当課職員の出席を求め、生活バス路線維持費補助金について概要説明を受けた後、各委員より質疑、意見を求めた。

4．調査の結果。次のような質疑、回答があった。

自治体でコミュニティーバスを運行させることはできないのか。

既存のバス路線と競合する路線でのコミュニティーバスの運行は非常に難しいと考えます。

小豆島バス株式会社の年間売上高は幾らか。

把握しておりません。

本特別委員会の代表者が小豆島バスへ出向き、実態調査を行ってはどうかと発言があった。これを受けて、委員長、副委員長、委員の3人が小豆島バスへ行き、経営状況の説明を受け、路線バスの存続、各航路と定期路線バス便の連結に関することについて要望した。

土庄町と合併しても継続できるのか。

旧町を引き継ぐことになります。

ほかに、次のような関連質疑、意見があった。

福田港フェリーと草壁港高速艇の船便が、定期バス運行時刻と連結されていない。バス便を変更することはできないのか。

小豆島町内すべての港で定期バスと船便を接続させることは難しいと思われませんが、地域協議会等において検討するよう申し入れたい。

国道436号線竹生から赤坂間の追い越し車線で交通ルールが守られていないため、危険である。対策はないのか。

交通渋滞の解消を図るための譲り車線であり、運転者の交通マナーの問題であると考え

ます。

福田から運行してるスクールバスに、東浦地区の生徒も乗車できるよう検討してほしい。

サン・オリーブへ立ち寄る定期バスを増便してほしい。

定期バス運賃が高いので、値下げしてほしい。

海上交通問題も議題にしてほしい。

以上でございます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、内海ダム特別委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。

秋長委員長。

内海ダム特別委員長（秋長正幸君） 平成18年9月19日。

小豆島町議会議長中村勝利殿。

内海ダム特別委員会委員長秋長正幸。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、会議規則第76条の規定により、調査の結果を次のとおり報告します。

記。

- 1．委員会開催年月日。平成18年8月7日。
- 2．調査案件。内海ダム再開発事業の経過報告と進捗状況について。
- 3．調査の経過。町長、助役、担当課職員の出席を求め、内海ダム再開発事業の経過報告と進捗状況について概要説明を受けた後、各委員より質疑、意見を求めた。

4．調査の結果。次のような質疑、回答があった。

ダム堰堤の位置を決めたのはどのような理由なのか。

新規ダムが完成するまでは現ダムを防災対策に利用することを前提に、現ダムの下流側に建設を計画した。また、利水面で1日1,000トンの大事な水源であることから、できるだけ多くの流入水を確保するため、護岸側にある青木川を取り込みました。

用地買収について、反対者との交渉は。

合意を得られるよう、県ともども話し合いを継続していきます。

ダム堰堤の完成と供用開始年度はいつを設定しているのか。

完成は平成24年3月31日、供用開始は平成24年度の予定であります。

道路幅はどれくらいか。新しいダムができれば、現ダムはつぶすのか。

道路幅は4メートルで工事を進めております。現ダムは、完成してからつぶします。

国の方では、公共事業に対する締めつけが厳しいようだが、見通しはどうか。

特に支障があるような話はありませんでした。

このほか、委員外から、下流の環境整備、別当川改修などの意見があった。

以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 委員長にお尋ねいたします。

堰堤ダムの位置を決めたのはどのような理由なのかという問いに対しての議論の結果なんですが、利水面で1日1,000トンの水と、水源であるというふうに言われてますが、それを流入水を大きく確保するために青木川を取り込むと。青木川の水量をどのように量を見込んでの議論がされてるのか、それについて伺いたいというふうに思います。

議長（中村勝利君） 秋長委員長。

内海ダム特別委員長（秋長正幸君） ただいまの14番議員の質問でございますが、ダム堰堤の、特に利水面での1,000トンという水の水源の青木川の流入量をどのように思っているかということでございますが、現況のダムの考え方は、この利水面ではなく治水面を一番考えておりますが、今回の特別委員会のいろいろな議論の中で利水面のことも出ました。そのときに青木川を取り込んだ一つの理由にはなっておりますが、一番大きな青木川を取り込んだのは、ここには出ておりませんが、私の判断ではやはり治水面から。やはり、一番大事な下流域の防災面からこの青木川を取り込んだというふうに見ております。細かいその流水量の問題については、担当の課長さんの方からご答弁を願ったらと思っております。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） ちょっと申しわけございませんけれども、今詳しい資料を手持ちで持ってきておりません。それで、集水面積が当然別当川の上流、青木川の上流とい

うこととなりますので、後ほど集水面積から割り出した水量をご報告させていただきたいと思えます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） その面積に基づいて考えてると、どれぐらいの流入水ですね、言われましたが、あってもすごく非現実的な仮定を述べられてるのかなというふうに思えます。具体的にやはりその今現在の青木川の流れる水量、これをやはり日々どれぐらい観察してるのか、計量してるのか、そこが非常に大事な問題だろうというふうに思うんです。その川を取り込んでのダム堰堤を前面に出すということですから、やはりそれぐらいの内容を、もっと説得力のあるものでぜひお願いしたいというふうに思えます。

議長（中村勝利君） 助役。

助役（吉岡忠昭君） 14番村上議員の再質問にお答えいたしますが、今回のダムにつきましては、秋長委員長申されましたように、治水、利水両面からのダム建設でございます。特に現状といたしましては、治水に重点を置いたような流れでございます。

それで、今言われましたように、青木川の流量調査をしたかということでございますが、そういう方法もあるとは思いますが、現実的なこの利水、洪水容量なんかの積算につきましては、この流れ込んでくる上流の山間部なりの面積、これによって出すものですから、今堀田課長から申しあげました答弁は私は正当であると思えますし、これは現実問題だと思えます。

ですから、そのあたりでご理解をいただきたいと思えます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 助役の答弁は、それはそれとしてあるんだろうと思えますが、利水面での1日1,000トンというふうな根底があるわけですから、そういう根底がある以上はなぜ青木川を取り込まなければならなかったかということも非常に関係が大きいわけですから、そういう面においてはその別当川の面積をもとにと云々と言われた課長の答弁については少し納得もいきかねるかなというふうに思っておりますので、質問をいたしました。あくまでも利水面の観点からということですから、そういう意味で、助役の答弁いただきましたが、納得ができない面はあります。

議長（中村勝利君） 助役。

助役（吉岡忠昭君） 14番議員の再度の質問にお答えいたしますが、利水面、この1,000トンということにつきましては、これは当初から根拠はございます。膨大な資料積

算におきまして、1,000トンの根拠がございます。

それから、当初から相当事業年度が経過いたしましたので、その1,000トンにつきまして現段階においてどのような変化があるかということにつきまして、皆さん方ご承知のことと思いますが、コンサルタント、専門の方に委託をいたしまして、現在その1,000トンの根拠と申しますか、そういう流れについて改めて現状を把握した状況を調査しております。このあたりにつきましてご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） ダムの特別委員会というふうなことでするので、議員サイド、議会サイドでの特別委員会ということですから、こういう中身についてもやはり十分にいろんな資料をもとに議論をしてほしいものだというふうに思っておりますので、今後そういう面で、意見だけ述べておきます。

以上、質問終わります。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、総務常任委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。

井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

総務常任委員会委員長井上喜代文。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、会議規則第76条の規定により、調査の結果を次のとおり報告します。

記。

- 1．委員会開催年月日。平成18年8月9日。
- 2．調査案件。2町合併に対する主な財政支援措置について。自治会助成制度について。
- 3．調査の経過。町長、助役、担当課職員の出席を求め、説明を受け、各委員より質疑、意見を求めた。
- 4．調査の結果。

(1) 2町合併に対する主な財政支援措置について、企画財政課から内容説明を受けた後、次のような質疑、意見がありました。

今回合併ができなかった土庄町と差が出ているか。

現段階において、普通交付税については土庄町と約6億円の差があり、現在の交付制度が維持されれば、今後ともこの状態は続きます。また、今後合併新法に基づき土庄町と合併した場合、合併特例債の発行や県の財政措置は受けられません。

総合計画の内容について、どのようになっているのか。

来年6月までには基本構想及び基本計画の素案を作成し、6月定例会で協議いただいた上、9月の定例会に基本構想案を提案し、決議いただきたい。この間、節目節目で策定状況や内容を議会に説明します。また、アンケートは、町民1,000人に対してお願いすることとしています。なお、総合計画の策定に合わせて、財政計画を策定するとともに、庁舎建設なども含めて効率的な行政組織の構築に向けた検討を進めなければならないと考えています。

財源確保のため、国、県の情報は常に注意してほしい。

(2)自治会助成制度について、総務課から内容説明を受けた後、次のような質疑がありました。

旧2町間で自治消防、自主防災組織、公民館利用に違いがある。どのように調整するのか。

自治消防については、今後統一していき、自主防災組織については、補助をしながら設立を促すつもりです。公民館利用については、各自治会や団体が協議し、活用していただきたい。

ごみ減量化対策や敬老会助成について、住民に周知できているのか。

総代会や関係する会合で説明はしているが、今後も助成制度の説明はしていきたい。

以上、報告いたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。

安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

教育民生常任委員会委員長安井信之。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1．委員会開催年月日。平成18年8月23日。

2．調査案件。学校等施設整備基本計画、運営課題、学力向上について。

3．調査の経過。町長、助役、担当課職員の出席を求め、学校等施設整備基本計画の説明を受けた後、苗羽、安田、星城、池田各小学校の現地視察を行い、各委員より質疑、意見を求めた。

4．調査の結果。次のような質疑、回答があった。

池田給食センターの明るさ、暑さ等、作業環境の改善に努めてほしい。

職場環境が改善できるよう、予算要求に努めます。

以下、次のような意見があった。

池田と内海の学校施設環境に格差がある。合併の条件の中で、同じサービスの提供が大事であり、それを念頭に努めてほしい。

内海地区の小学校は、施設の老朽化により修理費の増大が見込まれる。早いうちに住民と行政の相互理解のもと、統合方法はいろいろな過程を想定して進めてほしい。

学校施設の建てかえ等においては、多大な財政投入となるので、十分な現地調査をし、後に問題が生じないように努めてほしい。

以上、報告します。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 以下次のような意見があったということで、3点述べられています。

池田と内海の学校施設環境に格差があるというふうに意見があったということですが、具体的にはどのような格差があるというふうな議論がなされたのか、その内容についてお尋ねしたいと思います。

もう一点は、施設関係の老朽化の問題の修理費の増大が見込まれるということで、そういう中で学校の統廃合の問題を述べられると思うんですが、この統合方法はいろいろな過程を想定してというふうにあるんですけども、どのような想定を委員会の中で議論をされたのか。その内容についても伺いたい。

議長（中村勝利君） 安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 学校施設環境に格差があるというところですが、旧池田の池田小学校においては、校内LAN等施設整備等がかなり進んでいました。その中で、旧内海の学校においてはそういうふうな施設が今年度取りかかったりしたりというふうなことで、それぞれの学校において生徒に対するサービスの面で同じような提供ができていないというふうなところで、そういうふうな形の意見が出ました。

それと、内海地区の小学校の統合方法のいろいろな過程というのは、まず話の中で出ていたのは、福田小学校を先に統合して、後にあとの3つを一緒にする、そういうふうな方法だけではなく、統合すると同時に全部が一緒になるというふうな、いろんな想定ができるような形で進めてほしいと。1つの学校だけというふうな形でなく、全体を見通したいいろんな人の意見等も考えて対処してほしいというふうな意見があったと思います。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） さっきの格差の問題では、ちょっとよく内容が、どのようなサービス云々なのかよくわかりません。もう少し具体的なことで伺いたいと思います。

それと、統廃合の問題では、先に福田を統合して、あとは順次ほかの学校を統合して、最終的には1つにするというふうな議論が、どういう年数を置いて、期間を置いてやろうとする議論がされたのかどうなのか、委員会の中で。そこまでの議論があったのかどうなのか、伺いたいと。

議長（中村勝利君） 安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 学校のその施設のサービス等については、先ほど言ったように、コンピューターの無線LAN関係等、まだほかにあると思います。それは、担当課より説明できる部分があったらお願いしたいと思います。

それと、統合方法の部分に関しては、旧内海の方の形で出されてきた部分で、統合計画の中では中学校問題が解決するのに合わせて小学校の方も考えていくというふうな形のスケジュールというんが示された。その中で、統合方法に関してはいろんな過程をいうふうな意見が出たというふうに認識しております。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 安井委員長さんからは具体的にLANの整備ということで、具体的な不均衡が生じておるといふようなことで挙げられましたけれども、施設全般にわたってやはり格差があるものと担当課では思っております。施設、どうしてもやはり旧の内海はやっぱり4校ありますので、分散投資となります。ですから、施設面での投資がやはりおくれておるといふことで、全般におくれておるといふ感じがいたしております。校内LANにつきましても、旧池田町では1年早く整備をされておって、旧内海は1年おかれておるといふことで、そういうふうには投資がやはりおくれおくれになっておるといふふうに感じております。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務の調査報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 一般質問

議長（中村勝利君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

3番森口議員。

3番（森口久士君） 私の方からは、2点質問させていただきます。

まず1点目、地区座談会を開催してはということ、新生小豆島町発足以来はや半年が過ぎようとしています。合併協議の中、合併までに調整する、新町において調整すると確認事項の中で各自治会あるいは住民に対する周知が徹底されてなかったのか、住民から十分理解できない面があるという意見を多数聞きます。

町長当選の折、信頼と融和をモットーとし、小豆島の活性化に取り組みますと抱負を述べられました。

また、6月議会での町長の施政方針で、旧内海町と池田町の融和と新町の一体的な発展を最優先すべき課題として、新生小豆島町の運営に取り組んでまいりますとありました。この施政方針に対しての中で私の質問で、旧内海町のことは十分ご承知でしょうが、旧池田町のことは余りわかっていないのではないかと思いますので、座談会をしてはどうか

と提案した経緯があります。

町長の施政方針での意気込みと抱負を実現していくためには旧池田町の実態把握が重要と思われますし、町長の言う信頼を得るには住民との対話は不可欠と思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

2点目、交通安全対策についてですが、ことし6月1日より道路交通法の一部が改正され、自転車の違反に対する罰則、自動車の駐車違反の取り締まりが強化し、施行されました。交通事故防止と迷惑運転の取り締まりが目的とされています。

8月26日福岡県で発生した公務員が起こした悪質な飲酒運転による重大な死亡事故があり、幼い子供3人が犠牲になりました。

新聞によると、2002年に改正された道路交通法が施行され、飲酒運転に対する厳罰化は劇的に効果を上げ、飲酒運転による事故は激減したが、ここ3年はほぼ横ばいの状態が続いています。

小豆島全体に、島外の人からもたびたび運転マナーが悪いと指摘されます。他人事ではありませんが、だれでも完璧な人はいないと思います。免許取得後、運転のなれによる基本を忘れかけているのではないのでしょうか。

合併協議の中で次の3点が確認されています。

交通安全計画については、新町において速やかに策定する。

交通安全意識啓発活動については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。

交通安全対策協議会については、合併時に新たに調整するとなっております。

最近特に、全国的に公務員による飲酒運転の事故が多発し、厳しい非難の声があります。公務員が率先して交通安全に取り組む姿勢がほしいと思います。

この際、飲酒運動撲滅運動を初め、事故を少しでも少なくするため、交通安全意識啓発活動としての実施計画はありますか。町長にお伺いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

まず、地区座談会に関する質問にお答えいたします。

これからの町政運営における優先課題といたしております信頼と融和実現のために地区座談会を開催してはとのことですが、ご指摘のとおり合併までに調整する、新町において調整するとしておりました項目も多々ある中で、今回の合併は短い期間で合併協議を進めてまいりましたことから、協定内容などについての周知が十分でなかった面もあ

ったと感じております。

一方また、地方分権時代を迎えまして、自己責任、また自己決定が求められている中、今後の行政運営に際しましては、住民の皆様との協働のまちづくりが不可欠でありまして、住民の方々のご意見を十分お聞きした上で、各種の施策を立案、また実施しなければならないと、かように思っておる次第でございます。

このような中で、現在進めております小豆島町総合計画の策定作業におきまして、町民の方々はもちろん、町内出身者で島外在住の方にもアンケートを実施しているところであります。このアンケート調査では、旧町村ごとで集計が可能な内容としておりますので、その結果を踏まえつつ、住民の皆様の理解を得るためにどのような方策が必要であるかを模索する中で、地区座談会の開催につきましても、有効な方策の一つとして今後取り組んでいくための検討をしてみたいと考えております。

また、これにとどまらず、今後ともさまざまな機会をとらえ皆様のご理解を得るべく努力してまいり所存でございます。

続きまして、交通安全に関する質問ですが、今は公務員の不祥事について言える立場ではございませんが、最近特にテレビ、新聞等で毎日のごとく公務員の交通違反が報道されておるところでございます。これは、基本的な倫理観が公務員に希薄になっておると感じております。公務員だからこそ、高い倫理観が求められており、交通安全に率先垂範して取り組む姿勢を強く要請されているところでございます。交通法規違反が懲戒処分の対象になることはもとより、飲酒運転幫助なども非行の隠ぺい、また黙認ということで、処分対象であります。他県では、人事院の懲戒処分指針よりも厳しい処分を実施している例もあります。

本町におきましては、まさに基本に立ち返って研修が必要なときであろうと思います。また、公務員として自分たちの置かれた立場をわきまえた行動をとらせてまいります。

交通安全意識の高揚につきましては、町単位の研修会や街頭でのキャンペーンで意識を高めることが主になっておりますが、より効果を上げるためには、地域単位での研修が必要でないかと考えております。

地区の老人会や婦人会あるいは自治会の総会など、一定程度の集まりがあれば、事前に連絡をいただき、小豆警察署交通課とともに伺って、説明や懇談を通じて啓発してみたいと考えておる次第でございます。

あと、総務課長の方から補足説明をさせていただきます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 全国各地で行政の信頼を損なう公務員の飲酒運転事故が後を絶たず、綱紀肅正に対する各自治体の姿勢に厳しい目が向けられております。

人事院の懲戒処分指針では、飲酒運転を酒酔いと酒気帯びに分類をした上で、事案の重大さに応じて各処分を提示しております。死亡または重篤な傷害、人身事故を伴う事故は、酒酔い運転が免職、酒気帯び運転が免職、停職。事故を伴わない場合は、酒酔い運転が免職、停職、減給、酒気帯び運転が停職、減給、戒告などと定められております。これに対しまして、高知県などは早くから事故の有無にかかわらず酒気帯び運転で原則免職という厳しい処分で臨んでおります。また、運転することを知りながら飲酒を勧めたり、飲酒運転を知りながら同乗した職員も免職、停職、減給の処分対象としておる県も多々ございます。特に最近、森口議員ご指摘のとおり、たくさんの報道がなされまして、各地で厳罰化に動いておるようでございます。

小豆島町におきましても、人事院の懲戒処分より厳罰で臨みたいというふうに考えておるところでございます。

合併協議の交通に関する3点についてでございますが、1点目の交通安全計画につきましては、8月11日に設置をいたしました3点目の小豆島町交通安全対策協議会、会長は坂下町長でございます、この協議会におきまして計画内容を審議していただいて作成をいたしました。香川県に既に報告をしております。

2点目の交通安全意識啓発活動につきましては、これまで全国交通安全運動期間中には交通安全母の会が中心となってキャンペーンを実施してありまして、さきの8月に行われました交通安全対策協議会初会合の後には、啓発に当たりますセイフティ・オリーブ、女性4人をお願いをいたしておりますが、このセイフティ・オリーブ4人が孔雀園前の国道で飲酒運転防止のチラシを配ったりいたしております。

また、9月1日の2学期の登校日には、苗羽、安田、福田地区で住民150人規模の交通立哨が実施をされております。

町長から答弁いたしましたように、より地域に密着した取り組みが必要であろうと考えておりますので、セイフティ・オリーブには今後各種集会に出向いてもらい、開会前の時間を少しいただきまして、警察官も交えた質問形式の交通安全教室を行うなど、より効果的な啓発活動を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 1点目の座談会開催してはということに関しましては、検討するということでございますので、いろいろ意見もあるんですが、またそういう会に意見を述べさせていただきたいと思います。

それで、この合併協議の分に関連してですが、実は条例が2点新町になったら制定するということで残っておる分についてお尋ねをいたします。

1つは、きれいなまちづくり条例、それからもう一つは自然環境保全条例と、こういうのが新町になって制定するということで合併協議の中で確認されておりますので、この点について現在どのようになっているのか、お答え願います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 担当課長より答弁させていただきます。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） ただいま再質問のあった条例についてお答えをさせていただきます。

合併協議会では、きれいなまちづくり条例については、内海町の例を参考に新町において制定すると。また、自然環境保全条例については、新町において新たに制定するということで決定をいただいております。

このうち、きれいなまちづくり条例につきましては、旧内海町において平成16年に制定をいたしておりましたが、旧池田町では未制定でございました。ということで、新町において制定する予定でございまして、一部内容を再検討いたしております。次の議会において上程する予定で、現在作業に取り組んでおるところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

一方、自然環境保全条例につきましても、旧内海町において昭和49年に制定をされた条例でございます。当時、土地開発ブームでございまして、それらの乱開発に対応するために制定をいたしたものでございますが、以来三十数年が経過いたしております。

現在では、条例そのものは内容を大幅に見直さなければなりません。開発行為につきましては、国においては自然公園法、都市計画法の整備によりまして、また町においては小豆島町土地開発指導要綱がありますが、それによりまして対応は十分可能であるという考えでありまして、同様の趣旨の条例を制定する必要はないものと考えております。

また、開発行為の制限につきましては、個人の権利を制限することにもつながるため

に、慎重な対応が求められるものでございます。そのようなことから、自然環境保全条例につきましては、現在の社会情勢からも早急に制定しなければならないものではないものと考えておりますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。ご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 条例については、いろいろ検討されておるといことで、今後の検討課題ということをお願いしたらと思います。

では、交通問題につきまして、先ほどの答弁は実はもう飲酒運転の方ばかりいったわけなんです、その中で意識啓発ということで、当然これ私も同じなんです、先ほど言いましたように、運転のなれということで、いろんな改めてここへきて見直さないかという、自分自身からのこともあるんですが、いろいろなところで駐車違反の取り締まりに遭ったとかいろいろ、もともと話を聞いていると悪いというんが、運転してた人が悪かったというんが現状ではないんかと思うんですが、これはそういうようななれを、先ほど地域ごとにやろうということですが、もう早急にやってほしいと。そうでないと、計画倒れになってしまって、どんどん今から、聞くところによりますと、取り締まりはもう徹底的にやるんやというようなことまで聞いておりますので、そういうような分にかかりますとやはり捕まった人が余りにも惨めになると。もともとは、私も同じですが、やはり道路交通法、本当に厳しい面もあるんですけど、十分理解する意味で、早急にこういうなん開催をしてほしいなということ、よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 答弁よろしいですか。はい。

議長（中村勝利君） 次、5番谷議員。

5番（谷 清君） 私は、2点ほど質問をさせていただきます。

まず第1点目は、国民健康保険についてであります、1997年の法改正により、滞納が発生して1年以上経過した場合、市町村に資格証明書を交付することを2000年度から義務づけられたとありますが、この保険料の長期滞納を理由に正規の保険証を市町村に返還せられ、かわりに被保険者資格証明書を交付される加入者が急増しておるといことですが、2005年度は全国で32万世帯に上り、2000年度の3.3倍で急激に悪化しているとされております。これは、バブル崩壊後の不況で仕事が激減し、2001年ごろから滞納額が膨らんだようで、本町もそのくらいから影響が出てきたのではないかと推察をしております。

すが。

この国民健康保険につきましては、以前は自営業者の保険から今低所得者層の保険に変化をしておるようございまして、支払い能力が低い人がふえてきているようであります。

この証明書では医療費が10割負担になることで、受診抑制が起きるとの批判は交付開始当初からあったとお聞きをしておりますが、交付する前にたび重なる督促、払えない特別の事情があるのかよく確認をし、弁明の機会を与えるなどの措置については適正に行われてきたのでありましようか。自分はまだ若いし、元気で病気もしない、だから必要ないと言われる人も中にはいると思いますが、それではまじめに払っている人に不公平感が生じることになり、収納率が落ちれば国民皆保険制度自体が根本から揺らいでしまいます。

また、長い期間無保険状態の人はおりはしないか、医療を受けられずに死亡したという事実はありませんか。滞納して5年の徴収期間が過ぎれば、機械的に不納欠損処理をしてはいないでしょうか。

また、資格証明書と短期証の発行数と滞納額、そしてこの徴収期限内の滞納金の徴収についてはどのようにされるのか、今後の対応策をお伺いをいたします。

次に、2点目の生活保護制度についてであります。2004年度の生活保護受給者は全国で142万人おり、受給者の割合は人口1,000人当たり11.1人で、過去最低でありました9年前の約1.6倍に上昇し、保護費は約2兆5,000億円に上り、10年間で約1兆1,300億円の膨らみがあったということでございます。

国や自治体がこれを圧縮しようとするためか、保護の申し出を拒否されたうち66%が自治体の対応に違法の可能性があることが日弁連の調査でわかったと新聞報道で拝見しましたが、この中に保護申請書を渡さないケースがほとんどで、中には病気で生命の危険があったのに働くように求めたり、生活が苦しい親族に援助してもらおうよう説得したりするケースもあったとされております。

本町でも、最近受給者から働くように求められたとする声があり、聞いてみますと交通事故での治療を中途半端で打ち切れ、後遺症が残り、思うように体が動かず働けないので、仕方なく保護を受けるようになったと言います。さらにその人は、手や足のしびれ、うずくのは本人でないとわからない、人前に出ると、あんたええわ、働かんでも金もらえて安気だなあと言われたことは3度や5度ではないと。もうつらくてつらくて、きょうは死のうと自殺を考えたことも何度かあったが、子供の将来のことを考え、思いとどまった

と聞かされました。

このようにつらい思いをし、恥を忍んで懸命に生きている人。反面、元気で仕事もできるのに、もらえにゃ損やという人。この後者には、申し出を拒否されて当たり前だが、数字で言うと66%の自治体の対応に違法性があるというなら、34%は合法だということになるわけでございます。どうもそのあたりに格差が生じているように思われますが、実態はどうでしょうか。

また、過去5年ぐらいの生活保護受給者の人数と総額をお示しいただきたいと思えます。

以上であります。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 5番議員のご質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険税の徴収に関するご質問ですが、不納欠損処理につきましては、後ほど税務課長から説明をさせます。

次の国民健康保険税の滞納額でございますが、平成13年度から平成17年度までの5年間に旧内海町で6,344万9,003円、旧池田町で1,759万2,950円。合わせて8,104万1,953円でございます。17年度末現在の町税に関します未収金全体の33.5%を国民健康保険税が占めていることとなります。

今後の対応策でございますが、新たな滞納をつくらさないことが何より先決でございます。保険証の発行時とかまた高額医療費の交付がある場合には、住民福祉課担当との連絡を密にすることはもちろん、3月定例会で申し上げましたとおり、来年度から県町民税の課税が非常に厳しくなることも踏まえ、税金は小豆島町にとって非常に貴重な債権であるとの認識を課員全員が持ち、国保税に限らず町税全体の徴収率の向上に努めておるところでございます。

そのために、従来の徴収に加え、今月から毎月課員全員に徴収実績報告書の提出を義務づけております。この報告書では、電話での催促とか納税者とのやりとり、トラブル等、税金に関することはすべて報告することになっております。

また、従来からの方法だけでなく、クレジットカードの活用や、コンビニエンスストアでの収納など、時代に即応した徴収の方法も検討していく必要があるものと考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次の資格証明書と短期証の発行数に関しましては、住民福祉課長からお知らせをいたします。

続いて、生活保護費受給者の実態に関するご質問ですが、生活保護制度につきましては、生存権を定めた憲法第25条に基づき、昭和25年に生活保護法が定められており、困窮のために自助努力や他の制度を活用してもなお最低限の生活を維持することができない者に対して適用されることとなっております。

生活保護事務の実施期間は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長となっており、小豆2町の場合その事務は香川県小豆総合事務所が行っております。

ご質問では、生活保護の申請について、自治体の窓口の対応に違法性がある、生活保護費を抑えようとして申請をさせないようにするケースがあるのではとのことですが、小豆島町での申請の手続を申し上げますと、窓口で申請の事前相談に来られた方から簡単な聞き取り調査を行い、その結果を県に報告します。

この事前相談においては、生活困窮状況とともに保護受給の要件となっている就労などの自助努力の状況もあわせて聴取しているため、多額の預貯金や資産の保有、容易に就職できる、車を所有しているなど、明らかに保護に該当しないと思われる世帯に対しましては自助努力をお願いする場合がありますが、これをもって保護申請を拒否するものではありません。

報告を受けた県では、ケースワーカーの方が相談に来られた方と面談し、相談者の生活状況を十分聴取し、自助努力の必要性を含めた生活保護制度の趣旨を説明しますが、最終的には本人の保護申請意思により、原則として町役場を通じて申請を行っていただいております。

以上のことから、小豆島町において、保護申請自体を拒否することはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

年度別の生活保護受給者の人数と生活保護費の総額については、担当課長から説明いたします。

県によります生活保護の開始、廃止等については、町として関与できるところではありませんが、地方にあってはまだ景気の上昇気配も見受けられない中でございまして、失業、障害、高齢などによるさまざまな理由で生活に困窮する方々にとっては、あらゆる社会保障制度などを活用した後の最後の救済措置とも言える制度でありますので、生活保護申請の進達に当たっては、今後につきましても県に対し十分な調査指導の上での適正な決

定をお願いしてまいりたいと存じております。

次に、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（三木忠臣君） 議員のご指摘の不納欠損処理でございますが、時効が中断していない限り、督促状を発した日から起算しまして10日を経過した日の翌日から5年を経過すると時効が成立することになります。この地方税法第18条の地方税の徴収権の消滅時効は、期間の経過により絶対的に消滅することになっております。したがって、時効完成後に税金の納付がございまして、これを還付しなければならないこととなります。

そこで、不納欠損処理として処理をいたしました金額でございますが、平成17年度決算で651万5,060円を不納欠損処理しております。旧内海町分が572万2,960円、残りの79万2,100円、これが旧池田町分でございます。

次に、その中身でございますが、内海77名、うち10名につきましては島外者でございます。一番多いのが生活苦で32名、次に生活保護10名、死亡9名、住所不明7名、失業6名、破産2名、などとなっております。

次に、池田でございますけども、5名。うち2名は島外者でございます。生活苦が2名、行方不明が2名、生活保護1名となっております。

これらの事情をご賢察していただき、ご理解を願いますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 資格証明書と短期証の発行数についてでございますが、現在国民健康保険税の徴収活動を支援促進するため、資格証明書と短期証の発行は小豆島町国民健康保険短期被保険者証交付要領などによりまして実施しております。

資格証明書の制度は、国民健康保険法に規定されているもので、厳格な制度運用を行うと、特別の事情のない限り1年以上の滞納のある者には資格証明書を発行することになりますが、国保税の分納を行っている者等については、その分納を行う行為そのものが分納誓約と解して、特別の事情に該当するとしております。この解釈と運用につきましては、県の国保事務の打ち合わせ、いわゆる指導監査における県下標準的な事務の形態に準じております。

短期証につきましては、納税相談の機会を充実させ、被保険者間の負担の公平を図られるよう、滞納のある者に措置を講じるものであります。

また、質問にはありませんが、国保税の徴収活動を支援促進するため、被保険証の窓口

交付も行っております。被保険証を窓口で交付することにより、納税相談の機会の充実を図るものです。

お尋ねの平成18年度の資格証明書の発行数は2件、6カ月有効期限の短期証発行数は13件、被保険証の窓口交付は15件でございます。

また、滞納者の保険証の取り上げ等により医療機関の受診に影響は出ていないかとのご質問でございますが、資格証明書を発行している2名の方につきましても、医療機関を受診することができますので、受診に影響は出ていないと思います。

また、国民健康保険における高額療養費、出産育児一時金の現金給付につきましては、通常口座振り込みにて給付するところではありますが、国保税の悪質な滞納者につきましては、納税相談の上、窓口給付にかえて現金給付を行っております。ただ、現金給付の一つであります葬祭費につきましては、この費用における特別な事情から、そのまま給付を行っているところでございます。

次に、年度別の生活保護受給者の人数と生活保護費の総額についてでございます。

生活保護者の被保護者数は、平成13年度末で335人、平成14年度末が331人、平成15年度末が345人、平成16年度末が295人、平成17年度末が248人となっております。

次に、保護費でございますが、平成13年度が1億8,921万円、平成14年度が1億9,797万円、平成15年度が1億9,437万円、平成16年度が1億8,812万円、平成17年度が1億4,968万円となっております。

この保護費のうち、医療扶助については、香川県の本庁で事務処理を行っており、事務所単位で計上しているため、町別の集計はできず、この数字には含まれておりませんが、医療扶助の費用を加えますと約2倍の額になると聞いております。

以上です。

議長（中村勝利君） 5番谷議員。

5番（谷 清君） 今数字お聞きして、もうただただびっくりしておりますが、今町長も言われたように、各種の税金及び使用料、手数料は大切な財源でありますので、担当職員の方々には大変ご苦勞をおかけいたしますが、今後英知を結集して事に当たり、まじめに払うのがばからしくないように、四角い座敷を丸く掃くようなそういうぶざまな格好の徴収ではなくて、隅々まできっちりと掃除をするといった基本に沿った徴収を行い、町民の皆様方の不平不満を解消するまではいかないまでも極力減らしていくことが、町民の信頼につながり、団結力も強くなると、このように承知をしておるわけでございます。

このことがまちづくりの原点につながっていくものと思います。くれぐれも、強きを助け弱きをくじくことのないように、以上のことを強く要望いたしまして、質問を終わります。

以上。

議長（中村勝利君） 答弁よろしいか。

5番（谷 清君） はい、結構です。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

再開は10時50分。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時51分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は、3点質問したいと思います。

1つ目、合併効果を生かした行政運営について。

2町合併はしたものの、行政運営上の合併の効果、特別職の給与削減を除く、が見られないのではないかと考えます。

8月30日の四国新聞の報道で、自治体の財政健全度を示す新しい指標として導入された実質公債費比率の目安である18%を超えた県内4市町に我が町も含まれているとのことでした。

担当課に聞いたところ、要因としては、内海病院の整備が影響しているが、平成16年度をピークに減少傾向にあるとのことでした。

しかしながら、交付税が削減傾向にある中、町として財政健全化策を検討しなければならないと考えます。合併したから今までのままでいいというわけにはならないと思います。むしろ、合併を機に改革しなければならないのではないかと考えます。この機を逸するとなかなか進まないのではないかと懸念します。

そこで、合併協議での調整項目を早い時期で再検討し、庁舎のあり方等、検討すべきだと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

2つ目、国保の生活習慣病予防事業の導入について。

本年度において、国の補助を受け、住民に生活習慣病の予防を促す国保ヘルスアップ事業が本格的に助成が始まった2005年度からの継続分の41市町村を含め、合計345市町村に急拡大しているとの新聞報道がありました。我が町の取り組みはどのようになっているのか担当課にお聞きしたところ、もどきの事業は行っているとのことでした。

そこで、この事業を使ってほかの担当課所管のオリーブ公園、吉田の温泉での事業展開を行ってはいかがと考えるが、町長のお考えをお伺いいたします。

3つ目、横領問題の再発防止の施策について。

恥じずべく横領問題がありました、その問題を教訓にどのような防止策を行ったのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

最初の合併効果を生かした行政運営についてですが、合併協議会での調整項目を早い時期で再検討いたしまして、庁舎のあり方など検討すべきだとのお考えですが、まさにご指摘のとおりでございまして、分庁舎方式や出張所など、新町発足時の組織機構については合併協議の中で決定したものでありますが、事務配分、また人事配置など、全体のバランスについて内外から疑問の声が上がっております。効率化という期待される合併効果を考えますと、できるだけ早く見直す必要があると思っております。

議会の皆さん、また住民の皆さんのご意見、ご同意を得ながら、組織機構の見直しを初め、ご指摘の庁舎のあり方等に関しましても、議会とともに方向づけをしていきたいと、かように思っております。

次に、国保の生活習慣病予防事業の導入についてのご質問ですが、国民皆保険としてスタートした国民健康保険では、医療費などの高騰によりまして制度維持が困難になってきております。国では、医療費の高騰を抑え適性を図るために、脳卒中、高血圧、高脂血症などの生活習慣病の発生を防ぐために、国保ヘルスアップ事業を平成14年度からモデル事業として開始をしております。従来の保険事業では財政の効率化を図るに当たり集団化を進めて実施してきたところであります。しかしながら、医療制度全体の財政的危機状態を迎えるに当たりまして、より保険事業の効果を出すために個別健康支援プログラムを組み入れることになりました。個々の人の生活習慣そのものの評価から、改善すべき課題を明確にして、個人の努力を支援していこうとするものでございます。

国は、3年間のモデル事業の評価後、この事業を強力に推進していくため、平成17年度から補助基準も補助率もともに高くした国保ヘルスアップ事業としております。補助基準も補助率も高いということは、その事業の実施条件もより高いものとなっており、参加者の選定、基準の設定、評価、フォローアップなどの8つの条件が義務づけられることとなります。8つの条件のうち、現在の状況から特にハードルが高いと思われることは、個別健康支援プログラムの評価、構成とフォローアップであります。

本町の国保における保健対策事業については、無受診家庭褒賞、基本健診など受診促進事業、人間ドック受診事業、生活習慣病予防のための運動教室、実践型の健康教室、診療報酬明細書の点検を中心とした医療費適性化事業、被保険者の生活支援のために高額療養費、出産費の貸付事業を行っております。

これらのうち、温浴健康教室、和っはっ歯教室は、国のモデル事業として開始した当初からヘルスアップ事業を見越し、そのエッセンスを取り入れ、まねて行ってきたところでございます。

国保ヘルスアップ事業の8つの条件をクリアしているとは言えない状態ですが、今後も個々の被保険者の努力を支援する保健事業を行っていくつもりであります。ちなみに、この温浴健康教室と和っはっ歯教室の事業費用については、平成16年度以前分については国の財政調整交付金にある保健事業において満額が、平成17年度からは制度改正のために県の財政調整交付金により一部が補てんされています。

最後になりますが、議員の質問の後半にはオリーブ公園、吉田温泉での事業展開を行ってはいかがとありますが、温浴健康教室を始めた当初から、副次的な効果としてサン・オリーブへの財政的な支援があるのは認識しておりました。このご指摘を受け、このように町にとっても外郭団体にとっても双方の利益となるよう配慮していきたいと思っております。

次に、横領問題の再発防止策についてですが、8月23日の議員懇談会の席で各課長に指示しました収納金の流れについての洗い出しを行い、リスクの存在、また防止策について検討しました。その結果、一たん専用の通帳を経由するもの、現金が一時手元残るものなどがあり、早速改善策を講じました。

また、小豆島町職員の倫理に関する規則を制定し、服務規律の徹底と管理職の責務を明確にしたこと、それから懲戒処分の公表について基準を設けたことで、分限、懲戒処分の厳正な適用と職員の不正に対する抑止効果を高めました。さらに、今月23日土曜日に、公務員倫理に関する研修を2回に分けて実施し、一般職全員に受講させることとしておりま

す。

一度失った信頼は一年や二年では取り返せるものではございませんが、今回の事件を教訓として生かす好機と前向きにとらえまして、職員みずから襟を正して信頼回復への努力をしてまいる所存でございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 1点目のところの検討として、私は今回の合併というのは、それぞれの町がもう先が見えんわというふうなところで、合併したらよくなるということじゃなくて、合併したらどれだけ持ちこたえられるかというふうな合併だと考えております。その中で、早い時期での夢といいますか構想なりを引き継いでいくと、合併の効果等がなかなか見られてこないのではないかな。その中で早いうちな検討は必要だと思います。

先ほど町長の方から、庁舎の位置等も考えた検討委員会というふうな形の分を早急に進めていきたいということですので、それは大いに結構なことだと思いますので、よろしくおもしろいと思います。

2点目の国保の習慣予防事業のことに關してですが、今まで町で行っていた事柄に關しては、1つの課だけでの作業といいますか、そういうふうな点が多々あると思います。違う担当課の中でオリーブ公園、吉田の温泉等もありますんで、その課をわたった点でより効果のある事業を展開していったらいいのではないかなと思いますので、その辺課同士の垣根を越えた事業の展開をこれからも進めていってほしいと思います。

3番目の横領問題に關しては、ちょっと細かい点になりますが、今回の横領問題が発覚した時点ではまだ期末手当を払う時期には来てなかったと確認しております。その中で、最終的には期末手当も払ってしまったというふうな事例もあったというふうに懇談会の中では言っていましたので、そういうふうなものは、住民サイドから見たら、横領しよんのに何でそんな人に勤勉手当なりそういうようなボーナス等が出ていくのか。首を傾げざるを得ない部分が多々あると思います。そういうふうな部分に關してもちょっと細部にわたって検討というのが必要と思いますが、その辺はどう考えておりますか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ただいまの3点目のご指摘でございます。

議員懇談会でも申し上げましたあのとおり、事件発覚、最終的に本人の調書まで取りましたのは7月の12、3日であったと記憶しておりますが、調査段階でありましたために、6月1日を基準日とする期末勤勉手当については規則どおり出たということでおわびを申

し上げましたが、そのときにも申し上げましたように、このようなことが二度とないように厳格な適用、勤勉手当については当然幅を持たせたものでございますので、このあたりの執行につきましては、適正を期していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 1点目の合併効果につきまして、これらにつきましては、小豆島町の今後の総合計画等の中にも入れまして、合併してよかったというような方向づけをするということに努力したいと思います。合併したからすぐ直ちによくなるとは皆さんだれも思っていないと思いますが、合併することによってまず足腰を鍛え、そして将来に備えていくということをご承知のとおりでございます。

また、2番目の生活習慣病の事業につきまして、1つの課だけではなくて横のつながりと。

行政は、よく縦割り行政で今までやってきておりますが、これからはそういう横のつながりを重視して事に解決に当たらなければならないということがたくさんございます。今後そういう方向で、縦割り行政じゃなくて横のつながりを配慮しながら取り組んでいくということが妥当だと思っておりますので、心得させていただきます。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 町長の答弁の中で、私が思うに、合併してよかったというふうなものは、この合併ではないのではないかなと。むしろ、財政が厳しい中、合併を選んだんですから、だんだんだんだん今までのええ時期というふうな形ではないと。住民の皆さんに合併してよかったなあというふうなことを言うてますと、合併しては全然悪うなっていきよるやんかというふうなことになるんで、その辺の状況いうんはある程度住民の皆さんの方に示さないと、合併してよかったというふうなんを目標にというふうな分ではなくて、ある程度現実を見た形での会合での受け答えというふうなんを行ってもらいたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 答弁よろしいか。はい。

議長（中村勝利君） 次、14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は、介護保険の関連と自立支援法の問題、それと同和施策に

対する行政の問題、この大きな柱3点について、町執行部の皆さんにお尋ねをいたします。

まず第1点ですが、4月から改悪介護保険法の施行のもと、実態から乖離した介護の改善を求めることについて質問します。

改悪法が4月から全面施行されたことによって、多くの高齢者が介護用ベッドや車いす、電動カーなど、介護サービスが取り上げられ、自立するための阻害になっています。小泉構造改革の乱暴な痛み押しつけにあることは言うまでもありません。

6月議会において、我が党議員団が町長の施政方針の質問で、介護保険の問題で答弁を求めたところ、町長は小豆島町においては法律に基づいて実施すると答弁されましたが、自治体におかれては国言いなりに高齢者から公的な介護を取り上げてしまうのか。自治体としてできる限りの努力をするのかが問われているのではないですか。

そこで、町長にお尋ねします。

要介護度が低いと決めつけられた高齢者は、介護保険で利用してきた福祉用具やデイサービスなどを取り上げられています。

そもそも、今までと違った介護認定システムのもとで認定結果と本人の状態が乖離している人が多く出されているからです。従来の利用者への経過措置も9月末が期限とされ、高齢者の不安は高まっています。町が福祉用具貸与の是非を判断する際には、ケアマネジャー、主治医らの判断を最大限に尊重できるようにすべきです。

低所得者の要支援1、2、要介護1の人には利用補助や購入補助の独自策をやるべきではないですか。

2つ目、介護保険料の問題については、合併して池田は第2号被保険者の保険料は4割から5割アップとなっていて、第1号被保険者もアップされ、その上税制改正によって収入もふえていないのに大幅なアップとなって、何とかしてほしい、年寄りには早く死ねということか、こういう悲痛な声があります。

国の締めつけを跳ね返し、町独自の減免制度が必要だと思いますが、いかがですか。

大きな柱の2点目ですが、障害者と家族を直撃している障害者自立支援法のもと、町独自の利用者負担軽減策を求めることについて、4月施行の障害者自立支援法は福祉サービスに1割の負担が導入され、負担増で利用を中止する障害者が続出しています。

10月からは全面施行になり、さらに施設利用者からの退所や報酬の激減による施設経営の悪化など、深刻な問題が噴出しています。

小豆島内の障害者施設では、10月からは給食事業がなくなるという事態です。まさに、自立支援法ではなく自立阻害法だと言わなければなりません。国への見直しを求めることは当然ですが、障害者と家族、施設関係者からの負担増の軽減を求める強い声があります。町独自の施策を講じる必要が要ると思います。

そこで、次の点について町長の考えをお尋ねします。

まず、一般事業所で働くことが困難な心身障害者のための援護施設で、利用者は支援員の援助を受けながら、それぞれの能力に応じた作業・機能訓練と日常生活の自立を目指す力を養いながら、働く喜びをともにし、社会参加への努力をしている人に利用料1割とすることは、社会福祉の逆行です。今までのようにその工賃を手に入れることができなく、頑張ろうとする意欲さえ奪いとることになります。ここ最近では、全国各地の自治体の中で関係者の声にこたえて利用料の一部を無料、軽減措置を図ることを決めた自治体がふえてきています。

我が町においても、何らかの措置を図るべきではないですか。

また、障害者に対する授産施設へ通所する交通費補助の措置を図ってほしいとの声がありますが、その考えはありますか。

大きな柱で3つ目ですが、同和施策の大幅な見直しによる削減廃止で、一般施策に転換を求めることについて。

2町合併による2006年度小豆島町一般会計当初予算の同和对策事業費は、2億円近い予算が計上されています。

このうち、県単独事業の見直しがされているにもかかわらず、町独自事業で予算計上しています。人権費の名のもとに、特別策として温存するのでは、町民の納得は得られません。民生費の人権対策総務費、教育費の扶助費、人権教育啓発費、土木費の改良住宅管理費などは、大胆なメスを入れるべきです。これらの削減や廃止を打ち出し、一般施策でやるべきところは一般施策で行うという姿勢を町民に示すべきではないですか。町長のお考えをお尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番議員のご質問にお答えいたします。

初めに、介護保険に関する質問の1点目でございますが、本年度の介護保険制度改正において、介護予防の推進が図られ、従来の要支援者への予防給付について、対象者の範

困、サービスの内容、ケアマネジメントが見直され、新たな給付へと変更をされたところでございます。

この変更に伴いまして、介護認定システムにおいては新予防給付に対応する項目が追加されましたが、認定方法については変更はなされておりませんので、ご質問にあるような認定結果と本人の状態が乖離するという状況はないと考えております。

よって、低所得者の要支援1、2、介護者1の人への利用補助や購入補助の独自策は、今のところ考えておりません。

続いて、2点目のご質問でございますが、介護納付金については、ことしから急激に増額したのではなくて、平成16年度から徐々に増加傾向にありましたが、国は予算査定において激増の緩和策を措置しておりましたし、旧内海町、旧池田町とも合併を控え税率の改正に二の足を踏んだのも確かでございます。また、国保の財政調整基金も多額にあることから、激変を緩和しながら合併に合わせて税率の改正を行ったのが実情でございます。この国保税の介護納付金分の税率改正とその経緯につきましては、合併協議会や6月議会でもご審議をいただいたところでございます。

町独自の減免制度が必要だと思っておりますがいかがかというご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、介護分につきましては、なお赤字決算が見込まれる状況でございますので、現在の税率でご負担をお願いいたしたいと存じます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、障害者自立支援法に関するご質問ですが、1点目の負担軽減策については、利用者が県内外各地に散らばっておる施設、サービスなどを利用していることから、県内自治体での格差が生じないようにしたいと考えておりますので、他の市町の動向を見きわめながら協議してまいりたいと存じております。

2点目の授産施設に通所する方に対する交通費補助であります。現在通所授産施設ひまわりの家に通われている方が12名、また島外の授産施設で福祉ホームから通所している方が2名おります。訓練施設である授産施設の目的から、通うこと自体が訓練の一環と考えられます。また、通所の方法も家族の送迎によるものや施設での送迎サービスを利用するもの、公共交通機関を利用するものとさまざまな形態があり、また公共交通機関を利用する方については、手帳を持っていることによって半額となるような制度もあります。ただ、これについても、県内の格差を生じないようにする必要もおりますので、他市町との協議を行いまして動向を見きわめながら考えていきたいと思っております。

続いて、同和施策の大幅な見直しによる削減、廃止で一般対策に転換を求めることについてでございますが、ご案内のとおり、これまで33年間にわたり特別対策として実施してまいりました地対財特法は、平成14年3月末をもって完全失効となりまして、すべて一般対策に移行もしくは廃止となりました。

また、県の事業につきましても、平成18年3月末をもって、一部事業を残し一般対策への移行や廃止をされております。

しかしながら、本町における地区の生活実態は非常に厳しいものがあり、特に就労問題や教育問題などの実態的差別は今もなお解決されていない深刻な問題があると考えております。

本年度人権対策総務費に計上しております自動車運転免許の取得、各種専門・専修学校への入校支度金と奨学金の助成につきましては、2町合併協議会の協議の中で十分協議され、今までの成果を損なわないよう就労につながる事業として継続実施し、経済的自立の支援を図らなければならないものと考えております。

教育費にありましては、事務局費、小学校費、中学校費、幼稚園費において町単独の地域改善対策事業にかかわる経費を計上しております。この経費は、対象地区の子供たちが幼稚園、小・中学校への就園、就学、高等学校及び大学等への進学を奨励するために給付しているものでございます。

ご質問は、地対財特法の失効後事業廃止や一般施策に移行した国、県のように制度を廃止してはどうかということでございますが、ご承知のとおり、対象地区の就労状況や生活実態はまだまだ一般地区とは大きな格差がございます。また、このことが教育面にも影響を及ぼしており、特に高校、大学への進学率にあらわれているものと考えております。

このような実態からいたしますと、対象地区の子供たちが確かな学力を身につけることで、将来の進路を確実なものとし、生活の安定、向上を目指さなければならないと考えております。そのために、現時点で就学奨励費の支給を廃止することはできないと思いますし、この制度を継続することにより対象地区の自主自立につなげていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

土木費の改良住宅管理費は、昭和45年から昭和61年までの間に建設した改良公営住宅485戸の維持管理を行っているものでありまして、今後耐用年数を考慮し、維持修繕や個別改修などを計画的に検討しなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、ご指摘のように、一日でも早く同和問題の解決を図り、同和

対策事業廃止もしくは一般対策に移行できるよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、住民福祉課長の方から補足説明をさせます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） それでは、介護保険法の改正に関しまして説明をいたします。

福祉用具の貸与につきましては、要支援者及び要介護1の方については、その状態からは利用が想定されにくい種目について、一定の条件に該当する方を除き、保険の対象外となりました。

しかし、一定の条件に該当する方については、保険給付の対象とされており、その判定は要介護認定の認定調査における基本調査の結果を活用して、客観的に判定することとされています。その際、車いす及び段差解消機については、認定調査結果による以外に主治医、ケアマネジャーの判断を尊重することとなっています。

また、従来の利用者については、9月末まで引き続き利用できる経過措置が講じられているところですが、経過措置が間もなく終了することから、ケアマネジメント機関や福祉用具貸与事業者と連携しつつ、それぞれの役割に応じた対応を行うことで、制度改正の内容に関する利用者の理解を得て、新制度への円滑な移行が図れるよう努めたいと考えております。

続きまして、介護保険料に関してでございますが、2号被保険者の保険料は、ご指摘のとおり、1人当たり調定額では旧内海町で5,302円、旧池田町で5,861円のそれぞれ負担増の1万9,354円となっています。

また、被保険者のうち、年間収入が150万円相当以下の方が全体の約3割おられますが、その方の負担増は年額で2,000円程度です。年間収入250万円相当以上の方々には8,000円以上の負担増をお願いしている状況であり、中間所得の方々にも多くの負担増をお願いした状態となっております。

これだけ多くの負担増をお願いしなければならなくなった原因ですが、支払基金に納付する介護納付金の急激な増加によるところが大きいです。介護保険が始まった平成12年度には5,525万6,000円だったものが、平成17年度には3,482万2,000円ふえて、9,007万8,000円までになっております。

全国すべての介護保険の給付費の31%を2号被保険者、つまり40歳以上65歳未満のすべての人々が加入している医療保険を通じて負担することになっております。本町の介護給

付費だけを負担するのではなく、全国一律に40歳以上65歳未満の者に1人当たりの負担額が決定され、その額は平成12年度の2万4,901円から平成18年度には4万7,578円になっています。この1人当たりの額に被保険者数を乗じたものが介護納付金になります。介護納付金の半額は国庫支出金で賄われますが、半額は国保税の介護納付金として負担をしていただくこととなります。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） まず、介護保険の問題ですが、旧池田町においては介護保険の減免制度がありました。合併協議会の中でも介護の認定のランクが1つふえて6になるということで、これは必要ないというふうなことの説明があったと思います。しかし、実際はいろんな税制改正、ここに一般質問でも今さっき述べたように、いろんな条件が変わってきた中で、国の施策の影響を受けてそういう中で保険料も高くなったと。

そして、介護認定の問題については、やはり実際に受けてる方が、認定が前が4だったのが2になったと。状態も改善もされてないという状況の中で、同じ4でも、別の方は3だと。そういう住民の中では、そういう比較なり話がされてるわけです。結局、認定によって介護度が下がってしまったと。それによって、サービスの今までの量が受けられなくなる。そういう不安も出てきてるわけです。そういう実態を町長は、担当課通してもいいですが、把握されてるんでしょうか。このことをやっぱりしっかりと認識してもらわないと、単なる私の質問に対して軽減も減免もしないということになるんですよ。まず、町内の実態がどうなのか。認定の結果、前回と比べてどうなのかということなんです。それ町長自身が知らない、私は無責任だと思いますね。町責任者として。

実は、これは私どもの赤旗の新聞で、全日本民医連が調査をした状況が報告されてます。必要なサービスが受けられないなど、各地で噴出している問題が明らかになって、困難事例集をまとめたというふうなことも出てきてるんです。

介護の保険の施策の町の計画の中、やはりこういうふうな問題については、まず実態をちゃんと知ってほしいと思います。ヘルパーさんの中でも、電動カー、これを今度の介護認定の結果によってこれが保険の制度を受けられなくなるという、そういう不安もいっぱい出てきてるわけです。

自宅からバス停、自宅から商店、この間が距離があって遠くて、その電動カーでないと行かないという高齢者だらけっていらっしゃるわけです。そういう実態をどこまで行政執行

部側が把握してるのか。まず、そこが問題だと思います。まず把握してください。それを把握してる上でやらないというのならわかります。把握してるんでしょうか。そういうまず問題点が1つありますので、今のところそういう減免はしないと、利用補助とかも福祉用具の購入の補助もやらないというふうなことの町長の答弁でしたが、まず、その実態を知ってやってほしいというふうに思います。町民の声をしっかり聞いてください。まず、その点をお願いしたいと思います。

そして、2つ目の保険料の問題についても、これは合併して、合併協議会の中ではっきり示されたのが、率がやっぱり倍になってるわけです、池田の場合。そういうふうな状況の中で赤字だからこれやむを得ないというんだったら、ほかに削るべきところいっぱいありますよ、町長。ちゃんと見直して、財政の見直しをやって、削るべきところちゃんと削って、町民全体の福祉に寄与するのが自治体の役割ではないですか。そのことを私は強く言いたいというふうに思います。

それと、バスの障害者に対して、今通所している方がいらっしゃいますが、これも通常障害者の方が1人でバスに乗って、切符を買ってというふうなことがなかなかできない状態があるわけです。今、土庄の方の施設では、バスを出して送迎もしてます。実際に利用してる方は、行くときはそのバスを利用してる、帰りは家族の方が迎えに行ってる、そういう実態もあります。しかし、今度の1割負担が上がってきた中で、自立支援法の中で、ますます通所そのものが困難になってきてると、いろんなトータル的に困難になってきてるとい状況があるわけですから、これも町長自身その障害者の方とかその家族の方の生の声を聞いていらっしゃるのかどうなのか。そこが行政がなかったら、単なる机の上だけではじき出される金額だけでは、町民はついていけないわけです。そういう点をぜひ、把握されてるのかどうか。

今度、この障害者自立支援法ができて、小豆島町の障害者の福祉計画を立てますね。この秋までに立てるとい国の方針があると思います。しかし、これがおくれてるといのが実態ではないでしょうか。その中に、旧の池田の分がここにありますが、この中にはまず計画立てるためには、まず動向、実際の障害者のありようを調査しないと、計画は立てられないわけです。そういうことをまずきちっと進めておられるのかどうなのか。その上でいろんな支援策をどうしていくのか、計画の中のトータルの中でどのような具体的なことをやろうとするのか、そういうことが見えてきません。まず、やはり実態調査をきちっとやっていただきたい。そのことについてどのように考えているのか伺いたいというふ

うに思います。

3番目の同和対策の問題ですが、住民の中ではやはりこの格差、差別、垣根をしっかりと今もってやってる行政に対して不信を持っています。いろんな意見あります。一般的にも、ますます今いろんな生活が困難な状況がたくさんあります。そういう対象の地域だけに限らずあります。私は、やはりこの特別に手厚い行政のやり方をせずに、一般施策で十分私はやれると思いますよ。例えば、内海の方でもやってますけど、地域改善に対する就学奨励金、これに対してはその準用保護、準準用保護のそういう一般の施策ありますが、その中で組み込んでやれば十分やっていけるというように思います。

この差がありすぎるから皆さん住民の方は差別を行政が行っていると、逆差別を行っていると云ってるわけです。

あるいは、自治会に対する補助の問題もあります。啓発活動補助金、この中身は何ですか。特別じゃないですか。こういうことをやってる。地域振興費補助金、これも池田の地域はないですよ、予算の中では。旧町の決算でみると70万円やっています。これたしか3地区です。予算でも3地区になってます。なぜ啓発活動補助金、いろんな団体に対しての補助金をやりながら、また地域振興補助金も旧町の中の3地区に70万円計上してると、決算において。これは、余りにも特別な行政のやり方じゃないですか。

こういうことをきっちり見直していくということが、他の一般の行政の福祉、今言う障害者の問題、介護の問題も、それにやっていけるんです。そういう財政の方向づけをどうやっぱり切りかえていくかということが今必要になってきてるんじゃないでしょうか。

今、赤字の問題も言われましたが、そういうふうなことも含めて考えれば、予算をどういところに傾注していくか、これは行政のやる気の問題だというふうに私は思います。

住民に対してもきちんと説明がつくような、こういう同和対策事業も一遍になくするいうことはできないかもわかりません。しかし、削減もし、住民の理解が得られない部分もたくさんこの中に計上されております。そういうところへもきちっとメスを入れて、そしてそのお金はほかの方に、福祉の方に回していく、他のところに回していく。こういうことが必要やないでしょうか。町長の答弁を再度求めます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 福祉に関しまして、大変手厳しいご質問でございました。

私といたしましても、国の制度の中で、最近是非常に福祉の負担がふえております。そしてまた、国民健康保険につきましても、一般の負担がふえておるということです。そし

てまた、医療費に対しましても、医療の費用に対して国の方は医師に対しても非常に厳しい、収入に対しても厳しいということで、福祉が非常に、これからどんどんやっていかならん福祉がたくさんある中で、財政的には非常に厳しい状態で国民の負担にかかってきよるといこともよく承知いたしております。そういう苦しい中で財政が厳しいけれども、何とかやっていかなんかと、こういう考えでございます。

先ほどご指摘のありました実態をよく調査して町長はやっとんかと、こういうことでございます。私も、多少はわかりますが、十分やっておりません。これからも、それらにつきまして目を開けて実態をできるだけ調べまして、そしてこの福祉に当たらなければならないと思います。

これからは、福祉と教育がもっともこの地域にとって大事なことでございますので、いろいろとご不満の面もあるかと思いますが、私も福祉に向かって努力をしてみたいと、かように思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

(14番村上久美君「3番の点、障害者福祉計画の状況、実態調査あわせて」と呼ぶ)

障害者のありようにつきましては、担当課長の方から説明をさせていただきます。

同対につきましては、助役の方から答弁をさせます。

議長(中村勝利君) 住民福祉課長。

住民福祉課長(秋長邦広君) 障害福祉計画につきましては、県等の指導によりまして、平成18年度中に策定するようということでありまして、その方向に向かって現在策定の作業を行っているところであります。

なお、7月ですが、アンケート調査を実施しております。障害者、一応対象、知的、精神、身体等、すべての障害者に対してアンケート調査を行いました。若干回収率が悪いんですが、これを今後十分に分析して、策定計画の中に十分盛り込んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長(中村勝利君) 助役。

助役(吉岡忠昭君) 村上議員のご質問にお答えいたしたいと思ます。

14番村上議員が言われております考え方につきましては、私もある面におきましては理解をいたしておる次第でございます。

しかしながら、この同和問題の過去の歴史という中で、いろいろ政治的、政策的につく

られた差別であるということをやはり根底に置いていただかなければならないと思います。認識をしていただきたいと思います。過去の同和対策審議会の答申では、ご承知のとおり、日本国民の一部の集団が今なお経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれておるといような現状を把握をする中で、その最後の結びの言葉といたしましては、その解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると明言をいたしてございます。

その後、法律のいろいろ変転をしまいましたが、33年間ハード事業を中心にいろいろ施策を講じてまいりましたが、平成14年度で廃止または一般対策という方向に今言われたとおりでございます。

しかし、私たちも、地域の実情とアンケート調査、それからまた地域内も私も出向いてまいりますし、状況はある程度知っておると思います。

この経済的、教育面におきまして、これは村上さんもよくわかられると思いますが、想像以上にその差別を根源とする理由から厳しい状況に置かれておるといことはおわかりのことと思います。

事業を一般対策に移行したい、廃止したいということでございますが、ここでちょっと具体的な数字を申し上げたいと思います。

この小豆島町におきましては、同和地区戸数、また人口比率というのは、ほかにないくらい非常に高いものがございます。旧内海町、旧池田町を合わせまして、世帯数は493戸、約500戸あるわけです。これは全町比約7%近くでございます。それからまた、人口は1,024名、1,000人ですね。それで、全町比約6%弱と。非常にその率は高い地域特性ということがあるわけでございます。まして、先ほども生活保護のご質問、谷さんの方からございましたが、この地域におきましては、生活保護受給世帯が120世帯あるということは、先ほど村上さんが違う角度の質問された状況から見ましたら、やはりここにも私たちは目を向けていかなければならない状況があるのではないかなというふうに思います。

教育面におきましても、高校進学率が一般地域に比べまして30%低いと。これは大きな問題でございます。その中で、やはり就職する時点において私が知らないような差別もあるということをお聞きされております。非常に劣悪な状況にあると思います。

こういうふうなことを受けまして、私たちは同和問題のできるだけ早い解決というのを望んでございます。別途町単独支援しなくても何とかやっていける環境づくりを行政の責任として最低限させていただいておるといような感じでございますので、ご理解賜りたい

と思います。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 次、15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、次の2点についてお尋ねをいたします。

第1に、内海病院に病児保育室をとということでございます。

病児保育室というのは保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団生活が困難な場合、その児童を保育所、病院等に付設された専用スペースなどにおいて一時的に預かる事業などを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とした国の乳幼児健康支援一時預かり事業に基づく施設です。

小さい子供が病気になったときには、保育所や学校では病児は預かれないため、保護者は仕事を休まなければなりません。これ以上仕事を休めない場合や、仕事でなくても出産、冠婚葬祭、疾病などで病気の子供を見られない場合、またふだん子供を見てもらってる方の急な用事などで病気の子供を預けられない場合などに子供を預かってくれる病児・病後児保育施設があれば、保護者は大変助かりますし、安心ができます。

特に内海病院の看護師は慢性的に不足しておりますが、資格があっても子育てなどで働けない方も多くいると思います。現在働いている内海病院の子育て中の看護師さんたちにとってもニーズが高いと思います。病院内に病児保育室があれば、何より安心して働くことができると思います。

また、小豆島町の少子化対策としても、安心して子供を産み育てることのできるまちづくりを進める上でも、ぜひ実施をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、町民の信頼回復をとということでお尋ねをいたします。

先日明らかになった旧内海町の水道課での横領事件は、長年発見できなかったことや内部での処分にとどめたことなどから、町民の怒りと不信を呼んでおります。町民から多くの声が寄せられています。一部ご紹介をします。なぜこのような不祥事が起きたのか。なぜ4年間もわからなかったのか。なぜ告訴しなかったのか。まだ何かあるのではないのか。処分が甘いのではないのか。なぜそこまでかばうのか。本当にこれだけなのか。おかしいのではないのか。返還したというが、利息はどうなのかなどなど、本当に町当局と対応に対する不信と不満の声が数多く寄せられております。

これらの町民の声にこたえ、信頼を回復するためには、町当局としてこのままでは済まないのではないのでしょうか。2町が合併してこれから新しい小豆島町として、町長の言われる信頼と融和でまちづくりを進めていかなければならないときに、職員による公金の横領が行われ、しかも4年間もの長期にわたり発見されないまま被害額が拡大するという異常な状態が放置されておりました。これは町民の信頼を二重に裏切るものと言わざるを得ません。

最も厳しく責任を問われ、批判されるべきは公金を横領した本人であり、公務員でありながら町民を裏切った責任は極めて重いものがあります。あわせて、町長並びに幹部職員の責任も極めて重いと言わざるを得ません。報告では、現金の払い出しなどを当該職員のみが行っていた上に上司による決裁等がなかったということですが、これは極めて基本的なことができていなかったということで、組織上の重大問題として改めて事務の総点検が求められます。問題点を深く掘り下げ、不祥事を繰り返さないための真摯で具体的な対策がとられなければならないと思います。

公正で民主的な行政を効率的に執行していく見地から、行政の機構や運営の改善を絶えず図ることは当然のことです。自治体の本来の仕事は、住民の福祉の増進を図ることにあります。職員は、みずからの仕事を通じて住民に喜ばれ、感謝され、頼りにされることで成長し、自治体職員としての力量を高めていくことができます。一人一人の職員が積極的に能力を生かし、全体の奉仕者としての役割が自覚できるようにすること、小豆島町の職員としての誇りが持てるようにすることが重要であると思います。ところが、今回のことで、町民の町職員への信頼は落ちてしまいました。業務の遂行にも支障を来すことが起こり得ると思います。

そこで、お尋ねをいたします。今回の事件の原因究明と再発防止策をとるとともに、町長は町民に説明をし、謝罪を行う責任があると考えますがいかがでしょうか。

さらに、有識者等による第三者機関を設置して、原因究明、再発防止、その他の不正の有無などの調査検討等を行うことが町民の信頼を取り戻すために必要であると思いますが、その点はいかがでしょう。

最後に、水道料金の未収額が大きかったことが発見をおくらせた要因の一つではなかったかと思いますが、合併時の実際の正確な未収金額は幾らだったのでしょうか。明らかにしてください。

以上です。

議長（中村勝利君） ただいまの質問の答弁は午後から行いたいと思います。  
暫時休憩します。

午後は1時から再開をいたしたいと思います。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の鍋谷議員の質問に対して、答弁を行います。

町長。

町長（坂下一朗君） 15番議員のご質問にお答えいたします。

病児保育の経緯と現状を申し上げますと、昨年度内海病院運営審議会におきまして、電子カルテシステム導入に際して、コンピューター室の確保が必要となるために、2階の倉庫を改造する報告を行いました。あわせて言語聴覚用の部屋の確保と、女性職員の増加に対する更衣室の確保のための改造を実施いたします。残りのスペースは将来子育て支援を行うための育児保育用のスペース確保を行うとの報告をしております。

当初、院内の職員のみを対象とした院内保育を要望する声もありましたが、事業目的、事業効果率や、またコストの面から、全町民を対象とした病児保育の実施ということで意思統一を図っております。町民全体を対象とした病児保育となりますと、事業の実施主体は行政であり、町が病院へ委託する形となります。ただし、本事業を実施するには、保育室と観察室または安静室のほかに調理室や調乳室を設置する必要があるかとございます。

また、病気回復期の児童2名に対し、職員1名の配置を必要とします。配置を要する職員については、病児保育を専門に担当する看護師など、保健師、助産師、看護師または准看護師のほかに、利用定員に応じて保育士を配置する必要があります。

県下では、綾川町の陶病院が定員4名で実施しておりまして、平成16年度の利用実績が年間451名であったとございます。この利用人数を1日平均に置きかえますと2人に満たないこととなりますが、それでも看護師と保育士を置かなければならないため、利用者の負担額を幾らに設定するかにもよりますが、町の財政負担は相当な額になるものと思います。仮に内海病院で実施するとなると、町一般会計の財政負担の問題をどう考えるかの十分議論を尽くす必要があるかと考えます。

このようなことから、今すぐにこの事業を実施するという事は困難であろうと考えて

おります。

続きまして、今回の業務上横領事件に関する質問ですが、今回の事件発生の原因は、さきの議員懇談会の説明したとおりでありまして、事務処理体制の不備から職員1人に集金業務が集中していた点であります。また、同一人を長期にわたり同一部署に配置した人事管理の問題も指摘されております。ただ、単独犯であり、手口も単純なものであることから、第三者機関によるさらなる原因究明は考えておりません。また、警察に訴えなかったことをめぐって批判があることは承知をいたしておりますが、地方公務員法の規定で最高の罰を与えており、本人はもとより多感な世代の子供や家族、また親族の今後を考えまして、死者にむち打つことをしなかったものであります。

また、親告罪ではない本件につきまして警察が逮捕することはありうることでありますが、本町の調査概要は小豆警察署には提供しております。

町民の皆さんへの謝罪につきましては、住民の代表である議員各位へのご説明以外には特に考えていないと申しておりましたが、事の重大さにかんがみ、広報でおわびすることとしております。

再発防止策については、安井議員にお答えしたとおりであり、監査委員制度、議会の監視機能、組織の自浄能力と相互監視により、一日も早い信頼回復に全力を注いでまいり所存であります。

水道課の未収金については、水道課長から説明をさせます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 合併時の水道事業における未収金でございますが、合併前の内海町及び池田町の平成17年度決算における未収金は、旧内海町におきましては9,399万4,410円、旧池田町におきましては1,190万4,424円であり、この合計額1億289万8,834円を新町に引き継いでおります。

この新町の発足時での未収金のうち、合併前に調定を行い、小豆島町で収納をいたしました国庫及び県費補助金635万円などを控除しました8,543万6,134円が水道使用料に係る会計処理上の未収金額でございます。

また、今回の横領事件に対する調査の結果、料金システムの捜査情報の確認等で判明をいたしました調定情報の不正減額などの影響額619万8,430円を加算した上で、横領された水道料金1,425万5,010円を収納処理をいたしますと、過年度分2,449万3,754円、現年度5,288万5,800円を合わせました7,737万9,554円が合併時における本来の未収金であると考え

えており、合併後の11日間に口座振替などの料金収納を行った後に同様の算定を行いますと、3,947万9,924円となっております。

なお、現在は、実際の未収金と帳簿未収金が異なる状況にあり、18年度中には監査委員さんなどのご協議をいたし、所要の会計措置を行うことといたしております。

次に、簡易水道事業では、旧内海町で503万8,160円、旧池田町で2万8,740円を合わせた506万6,900円であります。

合併後の11日間において旧池田町分で20万420円の追加調定を行い、212万9,600円の給水使用料を収納、それと時効消滅分の30万9,230円を不納欠損として処分をいたしておりますことから、平成17年度末の給水使用料に係る未収金は282万8,490円となっております。

なお、簡易水道につきましては、現時点では横領の影響はございません。

以上です。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 病児保育室のことですけれども、今の説明では、病院では実施をすると、したいということだったのでしょうか。それで、町の財政負担をどうするかということですぐにはできないということなんですけれども、今すぐ困難であるということですが、将来的にはどういうふうにお考えになっているのか。それと、病院単独ではしようと思えばできるのでしょうか。そこら辺をお尋ねいたします。

それと、横領問題についてですが、第三者機関によるさらなる調査は考えていないということですが、町民の不信というのは、こういう問題が出てきたということで、これ以外にもないのかと、何かあるんじゃないかと、そういうことをすごく言われるんですね。そのためにも、そういう町民の不信を解消するためにも、そういう調査をする必要があるんじゃないかと。町で調べてこれだけでしたというだけでは、町民は本当に納得できない、信頼できないという事態になっていると思います。そういう点はどうかということをお尋ねをいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 内海病院の病児保育室の件につきましては病院事務長、それから住民の信頼関係の回復につきましては総務課長より答弁させます。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（松下 智君） 町長答弁と重複するところがあるかと思いますが、病院で

は当初病児保育じゃなくして院内保育ということを職員等々から声があったようでございますが、先ほど町長答弁にありましたように、コストとか財政面、事業効率、事業目的からいえば、ただ病院の職員だけでなくして町民全体を対象とした病児保育がよかろうということで意思統一を図っております。ただ、まだ整備がされてませんが、2階の倉庫部分には病児保育がいつでもできるようなスペースは確保してあると、そういうことでございます。

以上です。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 第三者機関による調査を行うべきでないかという再質問でございますが、さきに町長からも答弁いたしましたように、今回の事件を再調査するという考えはないということでございます。

また、安井議員の質問でご答弁申し上げましたように、各課長に全部の収納金の流れについての洗い出し作業をさせて終了しております。一つ一つについて、全課長、助役含めてチェックをさせていただきましたし、これに合わせて各課長それぞれ確認もいたしておりますので、この自分たちの自浄能力を超えてどなたかに捜査してくださいというような無責任なこともどうかと思いますし、そういう意味でも考えておりません。自浄能力でやっていかせてもらいたいということでございます。

以上です。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 病児保育の問題で将来的にはどのようにお考えなのかということをお尋ねします。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（松下 智君） ご存じかと思いますが、今企画財政課の方で長期振興計画のアンケートをとったりして、計画は立てようとしておりますが、やはりその建設計画の中で将来の方向性を見出すべきでなかろうかと私は思っております。

以上です。

議長（中村勝利君） 次、16番中江議員。

16番（中江 正君） 私は、1点だけ質問をいたしたいと思います。

池田学校給食センターの施設改善についてでございます。

もう既に8点くらい問題点がありましたんで、要望をしておるところでございます。

1点ずつ挙げまして、ご審議願いたいと思います。

調理室内に縦型式エアコンが3台あるものの、前面しか効かず、室内が基準値25度を保っていない。

洗い場専用スペースは南側にあり、エアコンがないためとても暑く、35度を超えている。

大がまについて、かまど式で回転機能がないため、かまが重く、2人で担がないといけない。また、清掃する時に水が床面にこぼれる。かまを炊飯器に変更したとしても、味つけ御飯のときに具材をまぜる場所がない。

回転がまは、清掃時、排水溝との間にタイル部分があるため、水が跳ね返って床面が濡れる。

排水溝の傾斜がないため、回転がまから排水が流れずたまってしまう。

すすぎ用洗浄器について、食器は手洗いしなければならず、時間がかかる上、17年間経過して調子が悪くなってきている。

野菜冷却機が正常に作動しないため、衛生上使用できない。ゆで野菜は回転式がまですで、ざるに上げるときに床面に水が流れる。

蛍光灯の数が少なく、晴れている日でも薄暗い等の問題点が挙げられているが、施設の改善についてお尋ねいたしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 池田学校給食センターの施設設備についてのお尋ねであります。このことにつきましては、7月5日に実施された議員による施設視察を行った際、施設が抱える問題として給食センターから出されたものを受けてのご質問かと思えます。

議員さんによる施設視察の前の6月と7月に町内にある施設の実態を把握するため、職員による視察を実施いたしております。その際、16番議員さんのご指摘のことについては教育委員会としてもその視察を通して承知いたしております。

当給食センターについては、平成16年度に施設整備を実施しましたが、外壁と施設内の一部のみで改修にとどめたため、ご指摘のことについては残されたままとなっております。学校給食における衛生管理の面からしますと、いずれも改善しなければならないものばかりであります。すべてを単年度で実施するとなりますと、相当額の財政負担を要することになりますので、緊急度の高いものから順次改善を図っていくことにならうかと考

えております。

このような考え方からいたしますと、まず調理員の労働環境の改善が急がれるため、調理室の蛍光灯の増設に関する補正予算を今定例会でお願いしておりますので、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、空調設備については、文部科学省が示す学校給食衛生管理の基準によりますと、調理場の温度は25度摂氏以下に保つことが望ましいとされております。空調機器の効きが悪いというご指摘の既設のエアコンについては、噴出口の温度等について専門業者に測定を依頼したいと思いますが、調理室につきましては、どうしても火を使った作業となりますし、加えて建物の構造的なこともありますので、ある程度室温の上昇は覚悟しなければならない問題かと考えております。

次に、平成15年3月にこの学校給食衛生管理の基準が見直され、ウェットシステムの調理施設にあっては、ドライ運用を図ることとされました。この見直された基準からいたしますと、ご指摘の回転がまの洗浄水や床面に飛び散ったり排水が十分でないことについても、できるだけ早い段階で改善しなければならない事柄ですので、来年度において実施できるよう予算獲得に向けて努力したいと考えております。

また、この整備に合わせて、小学校で一部使っているアルミ製の食器を環境に優しく有害物質が溶け出さないABS素材のものに更新したいと考えております。その後になりますが、順次調理器具を更新してまいりたいと考えております。

小学生用に使っているかまど式の大がまについては、炊き上がりおいしいと好評ではありますが、ご指摘のような問題がありますので、回転式のものに更新したいと考えております。また、食器洗浄器、野菜冷却機につきましても、導入後かなり年月が経過しておりますので、より修理費用を要しているものから更新するよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） 改善策でかなり前向きに取り組んでいただいて、本当にありがとうございます。

緊急度の高い面から早急にやっていただくということで、終わりたいと思うんですけど、最近岡山県の方でO157が発生したということで、非常に利便性の高い安全性の高い設備にしていきたいなと思っております。意見でございますが、本当にありがとうございます。

以上で終わります。

議長（中村勝利君） 次、4番森議員。

4番（森 崇君） 私からは、小豆島町がスタートして6カ月がたちましたことから、特に合併ときには任務とはいえ町の職員の皆さんの当時のご苦勞を聞きますと、過勞でよく倒れなかったなと思うほど大変であったようでございます。

しかし、この合併、2つの町を寄せ集めて足して一つにただけなら、何のための合併かとなると思います。いわゆるよく言われるスケールメリットの効果だけで終わらせないようにしなければならないというふうに私は考えてます。先ほどから議論があります旧町時代のうみも出ましたけれども、本格的な新町建設計画の段階に入ることからも、改めて坂下町長の政治姿勢をお伺いしたいと思います。

先ほど、安井議員からも現実的な意見も合併に対してはございましたけれども、私は過去を問題にするんじゃなくて、新町の今取り組むべき課題についてお聞きいたします。

議会事務局も資料をつくって来ていましたが、8月30日ですか新聞で、全国の自治体の実質公債費比率の状況が発表されておりました。北海道の夕張市が破綻したこともあり、全国的に同じような状態が地方自治体を襲っているというふうに思います。新聞では、地方債の発行に県の許可が必要になる18%以上の中に、香川県の中で4市町が対象となっており、小豆島町も18.2%となっております。破綻予備軍とも言われています。

私は、全国の地方自治体の破綻逼迫の原因というのは、私たちだけの責任ではなかったと思います。国の地方切り捨て政策、特に小泉内閣のワンフレーズ政策とでも申しまししょうか、これに国民がついていってしまったと。三位一体のごまかしや地方交付税削減、農業の切り捨て、大店法の規制緩和もその最たるものであります。小豆島だけではなくて、高松とか丸亀とか坂出までシャッター通りがふえてしまう。これ本当にもったいない話でございます。昔からある町がほとんど消えうせて別にタウンができてしまうと。それから言えると思います。小豆島も閉店する店が幾らでも出ております。これは、単にお店屋さんの責任だけではないというふうに思います。

そこで、これからは国、県の締めつけは以前にも増して厳しくなってくると思います。合併のスケールメリットの効果、これはある意味では消極的效果であると私は考えます。積極的で前向き、堅実な合併効果をどう計画されるのか。あめとまで言われた合併特例債の活用を真剣に議論すべきと考えます。

現実には、全国でこの合併特例債を使い切ったところは全国で2割しか当時ありませんでしたけれども。県の調査でも発表されましたが、特に現実に2年前の戦後最大の被害を出した高潮、小豆島町の被害総額から考えても、新町建設計画の重点事業、災害に強いまちづくりについて、高潮の決意を町長にお伺いしたいと思います。

私も、県とか県事務所にも伺い、進捗状態をお聞きしました。特に当時の内海町の生産拠点である醤油、つくだ煮が商店も襲われたわけですから。県は、木庄川、そして池田港、古江、芦ノ浦、清水などを具体的に調査して計画しているようでございます。そうすると、他の高潮対策としては、港整備交付金制度があると。地域再生計画をつくって、内閣府に届け出る有利な制度を利用できる可能性があるとお伺いました。田浦漁港や土庄の王子前漁港などがその対象であるようです。しかし、これは11月ぐらいまでに出さないといけないということで、出していただいてもいいんじゃないかと。もちろん、町がきちんと方針出さないけませんけど。

ここまで来ますと、県の考えている高潮対策、そして残された高潮被害地域は、町の高潮対策として合併特例債を有効に使うべきと私は考えます。小豆島町民も、新築するときも借金、高潮対策も借金で頑張っています。企業も商店も同様に頑張っています。特例債とて、3割ですけど、借金です。しかし、まさに町民の命と財産を守るための借金であり、合併していない町にはないものですから、町民もやれるときに高潮対策をやっておかないとできないなあと、そういった意味で理解をしてくれるんじゃないかと私は思っています。

次に、さらなる合併をどう考えておられるかお聞きします。特例債の期限は10年。小豆島丸の行き先をリードする坂下町長時代のこの4年間は非常に重要であります。さらなる土庄との合併などに時間を使うべきではないと考えます。現在集約している町民アンケートにも入れておりましたが、土庄町の合併をにらんでやる体力は今の小豆島町にはないと私は思います。本格的な小豆島町の建設に注ぐ町長の決意をお聞きします。

次に、気にかかるのが、今回の合併で一番の犠牲になった永年勤続の臨時職の身分の問題です。小豆島町をよくしていくのは当然ですが、弱者を切り捨てて改善するのは愚の骨頂であります。ここは、どうしても、なぜこんなことになったのかを議会で確認すべきであります。

ある説明書にはこう書いてあります。臨時職の問題は昭和30年代から国会で問題になって、36年には大方落ちついとるんですけども、当時臨時的任用を安易に国が行い、その運

用をルーズに行った結果地公法17条1項によるものなのか、22条2項または5項によるものなのか、明確な認識のないまま地方公共団体の事務量が急激に増加したと。にもかかわらず、条例を改定して訂正を行うことなく臨時職員の名のもとに恒久的な職への事実上の採用が行われ、いわゆる常勤的非常勤職員と呼ばれる身分取り扱いの不明確な地方公共団体にとっても本人にとっても極めて問題の多い職員が生ずるようになったと。いわゆる第3の地方公務員とも言うべき状態が生じていると書かれております。この人たちが、特別職の枠、町長とか助役とか任命権者に立たれる方と同じ枠の中へ入って守れなかったのが今回の出来事であります。

私は、この問題では主張はしましたけれども、内海町最後の2月議会で一定の理解を示して、新町の問題点として提案をしたままになっています。いわゆる退職金を支払って終わっておりますが、新しく雇う臨時職の人たちというのは新しい制度で雇われるわけですから、これは3年というのがあるのもいたし方ないと思います。しかし、永年勤続してきた職員は、激変緩和処置と申しますか、やっぱり労働基準法に沿って、本人の意向を尊重していくのが妥当だというふうに思います。いろんな方法があるんでしょうけれども、難しい面もありますやろうけれども、何とかそういう方向性へ向けていただきたいと。対象者は何名ぐらいおられますか。お聞きしたいと思います。

次に、交通問題の特別委員会も立ち上げられましたが、先日の議題では陸上交通についてでございました。特に、島国の交通問題としてとらえると、人間でいえば動脈が海上交通、静脈が陸上交通だと思います。いずれも大変大きな問題で、至難の問題です。

そこで町長の考え方と決意をお聞きしたい。小豆島振興協議会もあったようですが、本当に小豆島一丸となってこの船の問題も待ち回しが大分小さくなっておりますが、交通弱者が何とか買い物に行ったり、病院に行ったり、子供たちが学校に通えるような、そういうことを方針として出さなくてはならないと思いますので、ここも町長の決意をお聞きしたいと。

最後に、先般の議員の視察で特に池田小学校のあの傾きには本当に驚きました。3メートルぐらいですか、机が傾いておりまして、ボールを置くと転がりそうな、子供の平衡感覚もおかしくなるんじゃないかという話が出ておりましたけれども。民家なら、建てた大工さんにもう二度と仕事は来ないと思います。ひび割れもしておりましたし。これを放置して調べようがないとするならば、行政の姿勢が私は問われると思います。税金をいかに大切に思っているかを問われる問題だと考えます。設計年月日、25、6年ですか、それが

らして、設計のミスか手抜き工事か、これらの複合災害だと私は考えます。少なくとも、阪神大震災のせいにするには私はできないと思います。計画、設計、施工段階からチェックする必要があると考えますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 4番議員のご質問にお答えをいたします。まず第1点目の質問は、合併特例債の活用を真剣に論議するとともに、高潮対策に対する決意を聞きたいとのご質問でございますが、高潮対策につきましては、内海町時代から森議員を初め多くの議員から質問がございました。この質問に対しまして私は、「国、地方ともに厳しい財政状況ではございますが、高潮対策を新町の重要施策と位置づけまして、海岸や河川施設の大半の管理者であります香川県と連携をとりながら、できるところから積極的に取り組んでいくべきと考えております。また、新町総合計画の中でも重要施策として位置づけ、新町議会でも十分に検討、審議されるべきで、さらには合併特例債の活用につきましても、国、県の方向づけの結果充当が可能となれば、新町の災害に強いまちづくりの事業促進に大きく寄与することになることから、当然活用すべきと考えております」と答弁をいたしました。この基本的な考え方は、小豆島町町長に就任いたしました後も変わってはおおりません。したがって、現在県におきまして調査されております港湾施設などの現況調査、またその後に検討されます県管理施設の整備方針を参考にしながら、また県の支援を受けながら、できるところから取り組んでまいりたいと考えております。

次に、合併問題に関する質問ですが、小規模自治体を取り巻く情勢が厳しさを増す中、小豆郡3町が合併し、効率的な行政運営を目指すべきとの3町長の共通認識のもと平成16年2月に小豆郡3町合併協議会を設置いたしました。事務所位置等の問題等で合併協議会が休止状態に陥った状況において、将来の3町合併を視野に入れつつ、2町合併を進め、小豆島町が誕生いたしました。

現在におきましても、島は一つであるべきとの考え方にいささか変更はございませんが、さきの施政方針も申し上げましたとおり、旧内海町、池田町の融和と新町の一体的な発展を最優先すべき課題として町政運営に努め、当面は小豆島町の足固めに専念してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、臨時職員の処遇に関する質問ですが、ご質問の趣旨は、非正規雇用の労働契約で期間が定められている有期契約の労働者であっても、期間満了に伴う雇いどめが当然のこ

とは限らない。仕事の内容、使用者の言動、また契約締結の手續などの事情から見て労働者が雇用の継続を期待して当然と言える場合には、通常の解雇と同じように雇いどめも制限されるのではないかと思います。

本町の臨時職員にも当然労働基準法が適用されますが、地方公務員法の適用も受けません。地公法第22条条件つき採用及び臨時的任用第5項、人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合または臨時の職に関する場合においては、6カ月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において任命権者は、その任用を6カ月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできないと規定されており、雇用に当たって6カ月の期間を定めて辞令交付していることはご承知のとおりであります。

合併特例法で身分保障されなかったため、臨時職員の皆さんは将来に不安を感じたことと思いますが、一方においては臨時職員が固定化していることに対する是正を求める声もあり、新町発足に当たっては、県の1年を超えないという採用方法も考えましたが、資格、経験の必要な職場にあっては嘱託として1年更新により長期雇用もあり、その他事務補助などの職場は6カ月更新とし、連続して3年を超えないとする基本方針で個別に説明し、了解のもとに採用しております。

現行の雇用形態に対するご理解を賜りたいと思います。

次に、陸上交通、海上交通の確保の質問ですが、海上交通及び陸上交通に対する基本的な考え方を述べさせていただきます。

公共交通につきましては、本来需要と供給の原則に基づきまして絶えず採算性という大きな課題、難題がございますが、高齢化の進展や島という地理的要件などを考えますと、本町における公共交通の重要性はこれまで以上に増すものと認識しております。

このような中、町議会におきまして交通政策が特に重要であるとの共通認識のもとに交通問題特別委員会が7月11日に設置され、意を強くしているところでございます。今後とも小豆島における公共交通の確保に向けて行政と議会が一体となって取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、4番議員を初め、議員各位の格別のご協力をお願い申し上げます。

最後の池田小学校の改修問題につきましては、教育長から答弁をお願いいたします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

池田小学校校舎の障害児教室等の床が傾斜していることについてのご質問ですが、このことにつきましては、ことしの2月に小学校からの連絡により、旧池田町教育委員会で現状を確認し、その時点で建設コンサルタントに依頼して現地確認を実施しておりました。しかし、耐震性の問題も考えられるため、どのように対応すべきか苦慮しておりましたが、その後7月になって南棟西側の職員室、校長室の床も傾斜しているとの連絡があり、教育民生常任委員会の視察後の8月末に再度建設コンサルタントに調査依頼をいたしました。その結果は、次のような見解でありました。

障害児教室の現状は、床の真ん中が盛り上がったように見えますが、高さをチェックしたところ、周辺の床が沈下したものであるということです。

計画、施工段階の問題でないかというご指摘でございますが、池田小学校校舎は昭和53、54年度の建設後、27年が経過しており、もともと地盤が余りよくないこともあって経年的に教室周辺の床が沈下したものと考えられます。

また、このような状況になった原因は、地中ばりの位置と床コンクリートの鉄筋がシングル配筋であることも一因と考えられますが、このことは設計や施工上の問題であったかどうかにつきましても、相当の年数が経過していることから、現時点では判断が難しいものと思います。

この対策としましては、既設の床を全面撤去し、新しくスラブ構造の床をつくり、鉄筋をダブル配筋にして地中ばりにもたせるような構造にする必要があるということですが、この工法により改修を実施するには、事前に床下の状況を確認するため、50センチメートル四方掛ける2カ所程度の床を取り壊し、目視で確認した方がよいとの意見であります。ただ、床の一部を取り壊すことは教室の移動なども伴うことが考えられますので、小学校とも協議し、できるだけ早い時期に調査を実施したいと考えております。

なお、平成19年度、来年度に耐震診断を実施する予定としておりますので、この診断結果も含めて総合的に検討し、床の修繕工事を先行して実施した方がよいかどうかを判断してまいりたいと考えております。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 議長、何分ありますか。聞いてからやらんと、5分。

議長（中村勝利君） 今、25分。

4番（森 崇君） はい、済みません。

高潮対策なんですけども、何をどうやるかというのは高潮がどっから入ってきたか、こ

れ工事するんやったら何ぼお金が要るんなどということがきちんと出されないと、言葉だけではちょっと実際できんのんじゃないかというふうに私は考えます、計画ができないはずですから。そこで前から言ってますけど、先日これ9月6日の日も四国新聞で四国評価支局が災害対策基本法に基づき、災害対策の充実が義務づけられたんですけど、それをやってない地域があったということ。基本法なんですけど、これで各市町村とも災害の原因の調査をしなくてはならないというふうにきっちりなってると思いますんで、その辺については担当課長もご苦労ですけど、調査なくして方針ももちろんできないというふうに思いますんで、よろしく願いをしたいと思います。

それから、三都半島と田浦半島までがこのオーリーブワールドのゾーンになってると思うんですが、この辺が全部高潮でやられたわけですから、そういう前向きのことをやるにも高潮対策というのは非常に大事で、私は非常に合併特例債というのは運がいいんじゃないか、それを使えるという町に遭遇したのはいいんじゃないかというふうに思ってますんで、チャンスをぜひ生かしてほしいというふうに思います。

それから、町の職員の問題で固定化していることに対する批判、これは町民の中にあるのは私も知っています。しかし、それは同じ町民なんです。仕事がない人たちの困った人たちが、まああの人たちがということだと思んですけど、そういう弱い立場の人同士をてんびんにかけるようなことでやるんじゃなくて、今まで今日来たわけですから、なぜそういう臨時職員の立場の人たちが合併で解雇されなくてはならなかったということについては、よく重きにとらえていただきたいと。そのところを十分考えながら本人の意見も聞いて妥当な方針をつけていただきたいというふうに思います。

池田町の問題については、コンサルタントの耐震も含めて子供たちが安心できるように努力していただきたいというふうに思います。できれば、町長の方からもう一言。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） ただいま高潮対策、また臨時職員につきまして、いろいろと希望を述べられましたが、まさにそのとおりでございまして、高潮対策についても具体的に調査をして県の方へも届け出ないといけないということ、当然でございます。また、そのようにやってこれから行きます。

それから、臨時職員についても十分職員の考え方、立場を配慮したいと思いますが、規則は規則でございますので、その点ご了解していただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は、次の大きな項目に分けて、2つのことについて質問をいたします。

まず初めに、学校施設の安全管理についてであります。

1つ目としまして、この夏プールでの大きな事故があったのを受けて、県下のプールにおいても総点検が実施されたようでありますが、町内の状況はどのようであったのでしょうか。

2つ目、新学期を前にして小学校で不審火騒ぎがありました。幸い、発見が早く明るい時間帯ということもあり、大事に至らなかったのは何よりであります。今後、夜間を含めた対策はどのように考えられておられますか。

大きな2つ目としまして、内海病院に言語聴覚士が置かれている。6年ほど前から月1回、高松の方より言語聴覚士の先生が通ってこられておりました。本年4月より常勤の聴覚士が採用されまして、利用者といいますか、患者にとりましても大変心強くありがたいことであります。そこで、半年ほどになりましたが、利用といいますか、活動内容はどのような状況でありますか。

2つ目、障害者や障害児の人たちが今高松までリハビリに通ったり、また行きたくてもなかなか行けない人たちもおります。今後、そうした人たちのリハビリなどの取り組みは新しい聴覚士の先生も来られたというようなことで、どのように取り組んでいくかというような考えをされておるのか、お尋ねをいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 11番議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校施設の安全管理につきましては、教育長から答弁をお願いすることといたしまして、内海病院の言語聴覚士に関するご質問にお答えをいたします。

本年4月から常勤の言語聴覚士が配置されての状況の変化でございますが、常勤職員になったことにより、第1に医師、看護師、言語聴覚士の連携によって機能訓練がリアルタイムに柔軟な対応が可能になったこと、第2に常に耳鼻咽喉科の医師との連携が保たれるようになり、検査、診断、また訓練がスムーズにできるようになったこと、第3に小児言語のリハビリが月に1回の指導であったのが、必要に応じて週に2回から3回の指導が可能になったことなどが考えられます。

利用対象人数では、月に10人程度でありましたが、常勤によりまして月に20人から25人

程度に増加をいたしております。

次に、2点目の質問の障害児訓練の今後の取り組みについての考えですが、小児リハビリについては特殊な技術を必要とする分野であります。内海病院では、人員、知識、設備などの関係で対応が難しく、島外の専門的な施設に通っている患者がおられます。患者や家族にとっては、離島であることから経済的、身体的、精神的、時間的な負担は大きいものがありますので、少しでも負担の軽減を図るための方策として、リハビリ職員の増員を図り、香川総合リハセンターでの研修による技術、知識、情報などの習得や、研修先のスタッフとの連携強化に努めながら、当院でのリハビリ体制を整えてきております。さらに、小豆島から通院している患者のリハビリ内容や現状を把握し、患者や家族との交流を通して当院でリハビリ患者の受け入れを図りつつあります。このほかにも島内の各施設、関係機関とも連絡、調整、指導、相談、情報交換などによって、専門領域のかかわり方にも努めているところであります。今後とも、患者の身体、精神、言語面でのリハビリテーションを、できる限り地域医療での完結を目指した対応ができるような体制を整えていきたいと考えております。

続きまして、教育長から答弁を願います。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 11番議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のプールに関するご質問の件ですけれども、先月2日に県の教育委員会からファクスにより水泳プールの排水口状況調査についての調査依頼がありました。この調査は、排水口にふたがしっかり固定されているか、また吸い込み防止金具が設置されているかどうかを調査するものでございました。しかしながら、吸い込み防止金具の調査はふたが固定されていないプールが該当するものとの思い込みから、各学校に対してはふたがボルト等でしっかり固定されているかどうかの調査を指示いたしました。この調査結果についてですが、ふたを固定するビスが1本外れていた学校は1校で、他の4校からは固定されているとの報告がありました。

また、社会教育課が所管しております三都、中山の両町民プールと、B & Gのプールについては担当者が潜水によりふたの固定状況を調査いたしましたところ、中山町民プールでビスが外れていたほかは、しっかりと固定されておりました。

翌3日にこの状況を県教委へ報告しておりましたが、10日になって排水口のふたの設置に加え、排水口の吸い込み防止金具の有無についても調査する必要があったことを確認し

たため、県教委にこの旨を報告し、対応策について相談いたしました。

このことが報道機関に知れることになり、新聞、テレビで報道されたわけですが、町民の皆様や議員各位にご心配をおかけしたり、不安な思いを抱かせたりしましたことを深くおわび申し上げます。

相談をいたしました10日の午後になってのことでありましたが、プールの水を抜き、目視により吸い込み防止金具の有無を確認するよう県教委から指示がありましたので、翌11日に水を抜き、調査を実施いたしましたところ、5小学校のすべてで吸い込み防止金具が設置されておりました。学校プールについては全部の学校は8月8日で使用を終えておりましたが、早急な対応が必要であると判断し、調査終了後直ちに業者に依頼し、23日にはすべてのプールに吸い込み防止金具を設置いたしております。

なお、町民プールの吸い込み防止金具については、1カ所中山が6月のプール清掃時での確認でありましたので、再度確認いたしましたところ、3カ所とも設置されておりましたことをあわせてご報告しておきます。

2点目の小学校の不審火については、既に新聞等で報道されたとおりでございますが、2学期が始まる前日、8月31日木曜日の午後5時過ぎに苗羽小学校の特別教室棟横に置いていたごみ箱、プラスチック製と、校舎北側に設けたごみ箱集積場に置いていたごみ箱、木製から出火いたしました。幸いなことに発見が早く、11番議員さんも言われますように大事に至らなかったことは何よりなことと思っております。

この件に関しましては、現在捜査中ということであり、詳しい原因はわかっておりませんが、全く火の気のないところから2カ所もほぼ同時刻に出火したことから、外部からの侵入者による不審火の可能性が高いと小豆警察署では考えているようでございます。

出火直後の教育委員会と学校の対応でございますが、出火のあった日から2名の宿日直を置くことと、燃えるものは校舎外に置かず、必ず建物の中に入れておくよう、校長に対し指示をいたし実施しました。

また、他の学校長に対しましても、十分注意するよう電話により促しましたし、翌9月1日金曜日には各学校長に対して、ごみ箱を校舎外に置かないこと、不審者への注意、巡視の徹底、子供への配慮などについて文書により通知いたしたところでございます。

なお、宿日直については警察による重点的な巡回が行われていることもあり、9月3日の日曜日までの実施といたしました。

ご質問にあります夜間を含めた今後の対応でございますが、昼間については校内巡視の徹

底や地域住民の方々のご協力によりある程度の対応もできますが、夜間となりますと本町の小学校は小規模校であるため教職員数が少ないこと、また男性職員が少ないことから教職員への負担が大きくなり、長期間に及ぶ宿日直での対応は困難であると考えております。

このような学校現状からいたしますと、今回のような事案に対して万全な対応策を講ずることは難しいと考えますが、先ほども申し上げましたように、地域の方々にご協力をお願いしたり、事案発生の原因となるものを取り除いておくなど、自衛策に徹するほか、不審者への侵入を防止するため門扉の設置や侵入防止センサーなど、防犯機器の設置を検討することにより、二度とこのようなことが起こらないよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） まず、プールの件であります。点検した結果各学校に吸い込み用の防止金具を設置したということでございます。ことしはシーズンがもう終わりましたんですが、また来年度にシーズン始まる前に点検もあろうかと思っておりますが、一つ間違えば大きな事故になるというようなことでもありますので、十分にそのときにまた点検をお願いしたいと思います。

2番目のその不審火の件であります。最近やはり開かれた学校というんでしょうか、地域とともに子供たちを育てていくというようなことで、なかなか閉め切ってしまうということも難しいことではあると思いますが、やはり巡回とかあるいはまた地域の人たちをお願いできる部分は協力をお願いしたいです。また、夜間も先ほど話がありましたように、例えばセンサーをつけるとか、人が寄ってきたら明るくなってというような装置もあろうかと思っておりますし、また暗い部分には街灯なんかの設置も考えられます。そう多く費用はかけないで、ちょっとこう予防するといったような措置も考えていただきたいというふうに思っております。

また、内海病院の件であります。障害を持たれた方、高松まで行くのは本当に大変でありますし、そういった人たちのいろんな声をまた直接聞いていただきまして、今後も前向きに取り組んでいくというような答弁をいただきましたので、この点も十分対応してやっていただきたいと思います。

以上であります。

議長（中村勝利君） 答弁よろしいね。

暫時休憩します。2時10分再開。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時10分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） いいタイミングで休憩をとっていただきましてありがとうございます。さっぱりした気持ちで質問ができます。

私は、2点について質問したいと思います。

まず、1つは国土建設省の創設した交付金制度に応募してはどうかと。

2つ目が町内の体育施設の充実と既にある施設のメンテナンスについてお伺いしたいと思います。

まず、1番ですが、内海町では地域振興を図ることを目的に、オリーブ公園及び周辺施設の整備拡充を地元の協力を得ながら行ってまいりました。それから、平成14年度には健康生きがい中核施設としてサン・オリーブを完成しました。しかし、この地域は残念ながら全体としてのコンセプトが明確ではない、この地域のアピール性や海を利用した魅力については非常に印象が薄い、お金を入れた割には、そういう気持ちになります。海と太陽とオリーブというのは小豆島の特徴ですが、浜辺の空間をほとんど利用できていない、そんな感じがします。オリーブ100年祭が2年後に控えております。西村のオリーブビーチ周辺を整備し、港湾を憩いの場、観光拠点としてオリーブ公園の各施設の一体化を図ってはどうかと。

偶然8月27日、国土交通省が県じゃなくて市町村を対象に交付金制度を創設するという新聞記事がございました。1カ所当たり約数千万円から1億円程度でございますが、その内容は各地の港湾を憩いの場もしくは観光拠点として海の空間を見直そうという案でございます。ただし、後から答弁はあると思いますが、港湾の解釈の仕方は少し問題が残っております。

また、もう一つですが、平成13年3月に数百万円をかけて野村工芸社に策定させたオリーブワールド推進計画がオリーブワールド推進計画としては新町に引き継がれていない、そういう話を聞きましたが、どうなんでしょうか。真鍋知事さんもこの前の知事選挙の後

でおっしゃっております、選択と集中と。財政改革は大切でございますけれども、地域活性化を目指すためには攻めの姿勢も大事だと思います。極端に言えば、借金をしてでもこの時期にやるべき必要のあるものは小豆島町百年の計です。やるべきだと思います。

2つ目ですが、医療費の適正化が叫ばれておりますが、しかし人間は病気になってから手厚く看護されても余りうれしいことじゃございません。病気ではなく元気なことにこしたことはございません。国においても、医療の方向も予防の医療の方向に変わってきていることはもう皆さん方もご承知のとおりでございます。

児童・生徒の放課後対策、それから青少年の健全育成、また老人の健康な心と体の保持のためにも社会体育施設の充実、これは内海町は体育施設が小さいもんばかりです。大きな大会をやると思うても実際できません。いいぐあいに内海中学校の体育館が今改築を20年から後でやるようですが、もう少し一回り大きければバレーボールコートも2面優にとれると。現在、バレーボールコート2面とると後ろ3メートルです。大変危険な状態でやっております。社会体育施設充実に図ってはどうかと。

2つ目には、現在社会体育施設として持っている小豆島町の施設のメンテナンス、具体的に例を挙げますと、テニスコートは方々にありますけれども、池田町あたりははやもう16年度には4面コート、大方1,000万円使うてはやもう新しいのにしております。駆け込みかなんかは知りませんが、素早いことをやっております。旧内海町はその点非常におくれております。B & Gの分もそうです、4面。それから、サン・オリーブ、あそこも4面。こないだも見てみましたが、松井選手でもあそこでやりようたら手を折るかわからんようなコートの状態になっております。先ほどプールの問題もありましたけれども、やっぱりお金を取って住民の健康保持のために使わすのであれば、それぞれ社会体育施設、このコートだけやありませんけれども、メンテナンスをどのように考えておいでになるか、その2つについて質問をいたします。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

質問の趣旨は旧内海町が平成15年度に策定しておりましたオリーブワールド推進計画に掲げております西村のオリーブビーチを生かした憩いの場や観光拠点としての整備構想を、国土交通省が先月の27日に新たに創設する方針を決めたと新聞報道されましたみなと振興交付金制度に募集してはどうかとのご質問と思います。このみなと振興交付金制度

は、港の振興を図るために港湾管理者及び港湾所在市町村の裁量を大幅に拡大する制度の創設でございまして、平成19年度から実施されようとする制度と認識しております。

現行の港湾整備に関する国庫補助事業は、港湾管理者が事業主体になって実施する事業のみが補助対象でございましたが、今回のみなと振興交付金制度は港湾管理者以外に港湾所在の市町村が事業主体となって実施する事業についても対象になる制度でございます。

しかしながら、新聞報道などにもありますように、緑地や遊歩道、広場などの憩いの施設整備、また観光客や住民の交流の場になる建物の建設、またイベント開催などのソフト事業などとなっております。

したがって、基本的には港としての外郭施設が既に整備されていることが前提でありまして、その上で観光客などとの交流拠点整備、緑地プロムナード整備、また放置プレジャーボートの収容施設整備などの事業を対象とした交付金制度であろうと考えております。

以上のことから、西村のオリーブビーチを憩いの場や観光拠点として何らかの整備計画をもとに採択申請することは可能かと思っておりますが、例えばヨットハーバーなどを整備するとなれば、そのための防波堤など外郭施設が必要となります。また、企画策定には港湾管理者であります県との調整が不可欠であることなどから、今後事業化の有無につきましても議論、また検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、みなと振興交付金制度に採択された場合の事業の負担割合は、国が40%、県が36%、町が24%となっております。現行の国庫補助事業の費用負担割合と同率でございます。

また、先ほどオリーブワールド推進計画について申されましたが、基本的な旧町で策定した各種計画の位置づけについての質問でもあるかと思っておりますので、まず基本的な考え方を申し上げます。

さきの議会で小豆島町過疎地域自立促進計画の決議をいただいたように、旧町で策定した各種計画は、特別な定めが合併協定などで位置づけされていない場合は執行するものと考えております。このような中で、ワールド推進計画につきましても同様な取り扱いと考えておりますが、オリーブワールド推進計画の対応は合併協議で策定した新町建設計画に計上いたしております。本年度においてもオリーブナビ小豆島の整備を進めるなど、その趣旨は引き継がれているものと考えております。

さらに、新町建設計画では新たに海の駅にも登録された小豆島ふるさと村を含む三都半島もそのエリアに包含したことから、従来の計画以上に海の活用が重要となってまいります。

今後におきましては、三都半島から田浦半島までのゾーン整備や、海の活用方策等について議論を深めまして、新町総合計画の策定作業の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次の町内の体育施設充実と現有施設のメンテナンスはどのように計画しているかとの質問につきましては、教育長からお答えをさせていただきます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

まず、社会教育課所管の社会体育施設といたしましては、内海総合運動公園、B & G海洋センター、内海、中山、三都体育館、武道場がございます。これら各施設につきましては、生涯スポーツの拠点として子供からお年寄りまで多くの町民が利用されており、いつでも安全で楽しむことができる場を提供するために、わずかではありますが備品の補充、施設の補修など維持管理に努めてまいっております。

しかしながら、各施設につきましては建設から相当の年数が経過しており、補修が必要な箇所も多く、緊急性の高い箇所から随時補修、維持管理に努めておりますが、要望に十分添えていないのが現状であります。

ご指摘のございました内海総合運動公園テニスコートにつきましても、昭和60年に全天候型ハードコート4面を整備し、平成5年に表層改修工事を行いました。経過年数とともにコート面の傷んでいる箇所が数多く見受けられます。この施設を含む各体育施設の施設設備につきましては、財政的な協議も必要であります。緊急性の高い施設から計画的に実施してまいりたいと考えております。

小豆島オリーブ公園のテニスコートにつきましては、社会体育施設、また観光施設として財団法人小豆島オリーブ公園が管理運営を行っております。現在のテニスコートは足の負担が軽減されますとともに、雨水の透水性があるラバーチップ製のコートでございますが、各コートによりまして縦に数本の亀裂が入ったり、エンドライン後方に2カ所の破損部分が生じたりしている状況でございます。コートの使用に際しましては、イレギュラーが出ることもございますが、通常の練習等、使用そのものはまだ十分可能と考えております。

今後は、エンドライン後方の部分補修から検討してまいりたいと考えておりますが、全面改修となりますと多額の費用がかかりますとともに、オリーブ公園だけでなく、B & G やふるさと村のテニスコートともあわせて検討してまいらなければならないと考えております。

次に、内海中学校体育館の規模の問題等につきましては、文部科学省の公立学校建物の校舎等基準では、中学校体育館の場合、1学級から17学級までが1,138平方メートル、18学級以上では1,476平方メートルとなっております。

内海中学校の場合、今後の生徒数の推移から判断して、特殊学級を含めて学級数は最大でも11学級であることから、1,138平方メートルで基準を満たすこととなります。しかし、内海中学校建設検討委員会におきまして、現在の体育館の面積が1,485平方メートルであることや、体育館の利用状況、中学校の意見及び災害緊急時の避難場所としても利用することなどを総合的に検討した結果、現在と同程度の規模を確保する必要があるとの判断から、17年度の体育館基本設計では1,494平方メートルの結果となっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） オリーブワールド推進計画については、今の町長の答えでは推進計画自体は生きておると、そんなふうを考えてよろしいと今答弁されたと思います。

あの地域は2年後のオリーブ100年祭の中心となる場所になると思います。町長は前のときもそうですが、海を考える考えると、考えて、僕はこれ4年目ですか、何ちゃ考えとらんのですわ、今のところはね。考える言うたら考えてください。で、具体的にやってください。もう言葉だけで人がええからすぐごまかされるんですけど、考えると言うんですから、考えて、次の点はこういうことを、ヨットハーバーまで言いません。お金ないんわかつとりますから、県もお金出さんでしょ、そんなお金は。ほかの議員も高潮高潮言うから、高潮の方へ多分お金は行くと思いますが、健全育成の方もちょっと考えてください。町長は考える言ようから楽しみに待っております。

2つ目ですが、教育長が先ほどもその給食センターの分でうまいこと答弁しようりました。緊急性のあるものからいうて、そりゃ何ちゃしとらんと言うたら緊急性の一つやりゃあ済みますけど、計画ちゅうのはそんなもんとちゃうんです、計画というのはね。僕が聞いとんのは、その社会体育施設の全体があるんですが、その分の何年たちゃあこれぐらい壊れるちゅうのはわかるはずなんです。今全部やれいうたら、そりゃ緊急性のあるもん

からいうたら、そりゃなるほどだと思いますけども、そこまで20年もたつとる間にこれはこれぐらい壊れるからこれはやらんといかんと。B & Gのネットやってそうです。ネット1つ何ぼするか知っとりますか、テニスのネット。教育長、どうですか、後で教えてください。答え言いますが、5万円ぐらいするんです。しかし、あのネットでさえですよ、計画性があるかないか、緊急性の問題とそれとこれ一緒に考えてください。あのネットでさえ、行って見てください。あのネットから球が飛んでくるんですよ。緊急性がありますよね。考えてください。

そこで今、今さら職員の不祥事を出したくはありません。町長も言ようります、研修をしておりますと言ようります。僕は、この今私が申し上げましたメンテナンス一つにしても、先ほど冗談みたいに言いましたが、プロのプロの松井さんでもああやって手を骨折するんです。プールの問題でもそうです。言われたらあんだけ一生懸命やるんです。どうしてかいうたら向こうで人が死んだからです。けど、うちはこれコートですけれども、そのけがをするいろんな分の設置者はそれをきちっとやっとする責務があるんですよ。そんなもん緊急性が何とかじゃ、財政問題じゃ言うんやったら、その計画をどうしとるかを聞きよんです、僕は。それで、緊急性があったらそれでええんです。ことしはB & Gをやりますと、4面やったら900万円もかかるから、ことしはこの1面だけやっております。これやったら納得いくんです、住民サイドもやっとする分も。しかし、教育長が言うように、今やったら試合はできません言うけど、そんなもんとちゃうんです。スポーツは危険性がつきものなんです。大きな声で言いましたけれども、一生懸命言よんです。ほんまにそのあたりもうちょっと。だから、もしこの問題で職員の研修考えてくれたらええんです。メンテナンスを社会教育課どうすんぞと、町長ひとつ言うてくれたら、それは施設でほいじゃあどうするのか、住民のために我々は、社会教育課としてはどうせんといかんのか、これ一生懸命考えたら住民を中心に考えたら、これが研修なんです、職員の。じゃあ、どうするやと。それぐらい一生懸命やったら、小豆島町は万々歳になる。それが研修です。年に1回、2回集めてから研修したいいうて答弁したって、そんなことは研修になりません。長いことやったら職員嫌がるだけです。できたら、今申し上げましたように、そういうふうな考え方で住民のニーズにこたえてほしい。今の2つ、申し上げました分にお答えいただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 6番議員の胸中と申しますか、財政が非常に厳しい中で、何とか

ならんかということで海の出入り口です、そういうことを前からお考えになって、今回はこの国の制度のみならず振興交付金制度があるからやったらどうかと、こういう非常に熱意あるお気持ちを披露していただきましてありがとうございます。私もやりたいと思いつながら、なかなかできないというのがやっぱり財政問題でございます。

そういうことで、このオーリーブワールド構想の中でやっぱり海の入り口がどうしても要するという事は、もう常識でございます。ずっと以前にもヨットハーバーというようなことも川西町長時代に検討もいたしました、やっぱりヨットハーバーは莫大な金が必要と。もちろん防波堤からそんなことも全部要るわけですが、それじゃあなくて浮き桟橋を浮かすというような考え方の、ヨットハーバーじゃなくてそういう船を、とりあえず船が着けられるというような、小型船が着けられるというようなことを計画したことがございます。そういう点で、オーリーブビーチの海岸でどこかに船が着けられると。オーリーブ公園の方へ、またオーリーブ園の方へ上がってこられるような船の基地をつくるということは命題でありまして、これは新町建設計画の中に入れて、この総合計画の中で検討をして、できるだけ早く、このできるだけ早くがまたあれですが、重要課題として取り上げていかなければならないと、このように思っております。議員の皆さんにもひとつ考えていただきたいと、こう思います。

それから、このメンテナンスにつきましてですが、これは緊急度に応じてやるべきだと、こう思っております。その点につきましてさらに検討させていただきます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 先ほどのメンテナンスの計画性の件でございますけれども、教育委員会の方といたしましては、その計画性はございません。まことに申しわけないと思っております。ただ、予算も伴います関係で、次々の大きな緊急を要する仕事の方を優先することで、予算とれるかどうかは別問題として、先ほど新名議員さんからご意見ございましたようなことも十分考慮して、現にテニスコートで先ほど来ある有名選手のお話も出てきてますけれども、町民からお金を取って施設をお貸ししているというようなことから考えますと、計画的に対処しておかなければいけなかったというような感じを強くしております。先ほど課長ともちょっと話をしましたけれども、できればそういう形でメンテナンスの計画を考えていきたいと、そういうに思っております。ご理解をお願いしたらと思っております。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） オリーブワールド構想については、船が着けられるように重要課題として取り上げると、今町長おっしゃいました。海の空間を考えると。それで十分でございます。

それから、今の教育長のうちは計画性がなかったと言うけども、そんなこと言うてもろたらあかん。計画性は部下はあったんです。あったけど、上が取り上げんもんじゃから、努力のしがいなかったと、これくらい答えんと部下がかわいそうです。計画性は僕はなかったと思いません。けども、これを今テニスコートだけじゃございません。中学校の分の問題、それから今度ゲートボールを粟地ダムのどっかへつくろうかというような問題が出てきとりますが、ゲートボールはほんまはこっちへ欲しいんです、サン・オリーブへ。どうしてか言うたら、うちの体育施設は一つも一貫性がないんです、一連性がない、つながりがないんです、利用する側にとっては。ゲートボールしてテニスして、ふるに入ってくれたら、65歳以上20%超えとんでしょ、日本では。ただし、うちの小豆島町も同上でしょ。65歳以上お金持とります。そういうことを考えて、銭もうけもせにやいかん。で、健康であってもらわないかん。そういうためには、今メンテナンスですけど、まだまだいっぱいあるんです。十分考えて、今教育委員会もお金をくれんところですから、私も経験がありますが、なかなか目に見えんところですから、教育いうところは。だから、執行部のお金握るととこお金出さんのです、自分の任期があるときには結果が出ませんから。けども、教育というのは町長何回も言ようります、重要であると。ぜひ、このオリーブワールド構想の船が着けられる重点課題と、それから教育長が言われましたように、緊急なものからやっていただくというのを楽しみにして質問終わります。

議長（中村勝利君） 次、13番藤井議員。

13番（藤井源詞君） 私は、各種団体への助成金に対する行政の考え方についてお尋ねいたします。

自治体予算は次第に厳しくなって、限られた予算を効率的に使う必要があると思います。そこで、行政が助成金を出している団体、組織について質問をいたします。

現在、行政が助成金を出している団体、組織の数はどのぐらいありますか。また、その助成金の総額はいかほどでございますか。そのうち、これまで5年以上継続して助成金を出し続けている団体数はいかほどですか。単なる惰性で助成金を出し続けていることはないと思いますが、助成金を出した効果、実績を担当課はどのようにして確認しているか、

お尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 13番議員のご質問にお答えをいたします。

ご承知のように、一概に助成金と申しましても法律や国、県の制度に伴う補助や、町単独での補助、また補助対象の内容についても運営助成にかかわるもの、事業助成にかかわるもの、運営助成、事業助成両面にかかわるものなどに分類されます。また、中には名称は補助金でも実質負担金といった支出もあるなど、単に助成金、補助金として分類するには内容的にも難しい面がございます。

ご質問の趣旨は、このような助成金の中から制度などに伴う補助を除く町単独の運営助成にかかわるものに限定をし、それらを今後どのように取り扱うかといった内容であるかと思われまますので、その部分につきましてお答えをいたしたいと存じます。

ただし、運営補助の中でも自治会助成につきましては、合併を機に大幅な見直しを行い、内容的にも事業委託の面も含まれておりますので、これを除いて集計した結果、18年度本予算において運営補助とみなされるものは補助件数56件、4,238万3,000円となっております。なお、補助団体数では67団体となっております。このうち、5年以上継続して支出している補助金につきましては、指定寄付などによる特定財源を伴う場合などを除き、基本的に新規の運営助成金は認めない方針であることから、18年本予算で措置した団体助成のほとんどが5年以上継続した支出になると見込まれます。

次に、助成金の効果や実績につきましては、助成対象によって確認方法が異なっております。運営助成の場合は、主に当該団体の決算状況を含む総会資料の提出により確認を行っております。また、こうした助成金の今後のあり方につきましては、運営助成を極力抑制し、事業に対する助成へシフトし、補助の終期、終わりを設けるなど、補助金が有効に活用されるよう補助の形態を見直し、件数総額とも削減を図ってまいりたいと考えておりますので、議員におかれましてもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 13番藤井議員。

13番（藤井源詞君） 行政が力を入れるべき施策、育成すべき団体は時代の移り変わりとともに変化するものと思います。単なる惰性で助成金を出し続けているのではないというふうな回答であったと思いますので安心いたしました。それでは旧内海町、旧池田町の予算から新生小豆島町の予算に変わった時点でどのくらいの団体、いかほどの予算を削減したか。また、新たに助成の対象とした団体はどれくらいあったかお尋ねいたします。

て、私の質問を終わります。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 藤井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

運営助成に限って申し上げますが、17年度旧両町における助成団体数106団体、補助額4,585万7,000円で、18年度当初予算額と比較いたしまして、39団体、347万4,000円の減額となっております。よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） どうもすみません。こばやにやれよという方に約束を守って、できるだけこばやにやりますが、私が破ったときは怒っていただきます。お願いします。

現在、こんな心境です。小林一茶の俳句なんです、「露の夜は、露の世ながら、さりながら」というのがあります。現在、この俳句のとおり的心境であります。というのも、私がおまえの手紙は見よったらはっきりとできること、できないことがわかるものですから、自分の気持ちがついて不安で毎日を過ごすだけという愚かさ気づいたのです。やはり、不安というのはやってはいかんことです。この言葉は、多田富雄先生の言葉ですので、後で入ります。

医療難民というショッキングな言葉が使われています。福祉国家を標榜する国内総生産の話ですが、現在の日本はこのことについては残念ながら行き場を失った患者のことであります。この4月から施行されたりハビリの日数制限で、寝たきりになるおそれの患者はリハビリ難民と言われております。政府の診療の点ですが、障害を持った患者のリハビリ医療を発症から起算して最高180日に制限とした。ある同僚のメンバーにも非常にこのことについては発しておりましたが、それはそれは残酷なものです。個々の患者の病態を無視した乱暴なものとも言えるのですが、この点については町長はうんと細かく報告しておりましたので、私は余り触れるということは町長に対して失礼に当たるもんですから、私は今のところ考えていないという話でご理解を賜りたいという話も僕はそうそう言うて聞きました。結局、町長は数多くの障害者のために激務を乗り越え、リズムに乗って町長は活動しております。私、十人十色とか百人百様というて皆さんにお伝えしたいこともあるんですが、私は先ほどつえを持たずにここへ来ました。それは、あと10日もすれば180日が切れるわけです。要支援、介護、私は介護1の体ですので、皆さんにこれを言う体でも、やっぱりやってみようという結果に皆さんに考えてもらったらと言うわけなんで

す。先ほど来の話で非常に参考になったので、そのことについてはリハビリ難民ということで、まず打ち切っていただきます。

2番目、これは旧内海町の映画村の話と、旧池田のふるさと村の話についてであります。

ことしの夏、もう終わったんでしょうか。ただ、このことについては非常に興味があるものですから、現状、結果等わかる範囲で結構です、お教えてください。お願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 12番議員のご質問にお答えいたします。

まず、私に対しまして身に余るご配慮をいただきまして、感謝申し上げます。

1点目の質問でございますが、本年4月からの診療報酬改定によりまして、リハビリ患者につきましては算定日数制限がかけられることになりました。治療開始後、呼吸器疾患は90日、また運動器疾患は150日、脳血管障害は180日で、急性期のリハビリを終了するというものであります。

ご指摘のとおり、リハビリを打ち切られるということは死の宣告に等しいとテレビ、新聞などのメディアでも特集が組まれまして、報道されているところでございます。

さて、内海病院での現状は各疾患の起算日が確定され、呼吸器疾患と運動器疾患については算定日数制限がかかりました。呼吸器疾患の患者はすべての方が90日以内で治療されておりますが、運動器疾患の患者は150日を超えてもリハビリを必要とする方がおられます。これらの慢性期リハビリを必要とする方へは、まず第1に経過観察期間を置いた後、医師やリハビリ職員において再評価を行い、新たな疾患名でリハビリを再開する。

2番目に、算定日数制限の対象外疾患の項目がありますので、継続理由などの検討を行った上で、リハビリを継続していくということであります。

また、第3番目に患者別リハビリの変更を行い、新たな疾患名で開始すると。

それから、4番目に医療保険のリハビリから介護保険のリハビリに移行するなどの方策が考えられます。今後も地域の基幹病院としてできるだけ患者の不利益にならないような対応を心がけてまいりたいと思っております。

次に、この夏の観光客の入り込み状況ですが、小豆島観光協会資料によりますと小豆島の観光客は対前年比94.5%となっております。これに比例するかのよう、島内の主要な観光施設の入り込み客につきましても対前年比映画村で88.6%、オリーブ公園で95.1%、寒霞渓で92.4%と軒並み減という厳しい結果となっております。小豆島ふるさと村におき

ましては、施設全体の利用者が対前年比6.2%増加しておりますが、島外利用者の目安となります宿泊施設ではファミリーロッジが対前年比86.4%、ふるさと荘が104.5%、国民宿舎では昨年度の利用者が少なかったこともあり、110%となっております。原因としましては、阪神方面への高速船の航路廃止を初め、原油価格の高騰がもたらす船運賃とガソリンの値上げによるマイカー旅行の自粛などの影響があることは否めない状況であります。なお、宿泊客数の増減につきましては船会社の割引競争の自粛による経費の増加や、島内民間宿泊施設のパック商品による激安競争などの要因から、入り込み客の増減に直接連動しているかどうかは一概には申し上げにくい状況でございます。二十四の瞳映画村にありましては、昨年は黒木瞳主演のテレビドラマ効果が入り込み客に極めて大きく影響したことがあります。また、一昨年は高峰秀子主演の映画二十四の瞳制作50周年の記念の年であり、通年で各種イベントを展開していたことがあります。いずれの年もマスコミ効果は大きく、ことしは平年になるわけですが、5月の連休や夏休みの間、ボンネットバスの運行を実施したり、PRに努めたりしましたが、先ほどご説明いたしました島全体の状況を映画村だけでは打破できなかったと言えます。

今後におきましては、この6月に発足いたしました小豆島町観光協議会とともに、新しい観光パンフレットを作成いたしますので、各旅行会社やマスコミに送付しPRに努めてまいります。11月には観光情報発信拠点となるオリーブナビ小豆島と二十四の瞳映画村のキネマの庵がオープンいたしますから、停滞の続く観光に大きなカンフル剤になることが期待をされております。

いずれにいたしましても、オリーブ植栽100周年、映画村開村20周年、オリーブマラソン30回記念大会などを中心に、今後これらの話題をニュースソースとして小豆島町観光協議会の協力を得ながらPRに取り組んでまいりたいと思っております。

議長（中村勝利君） 12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 大概の行事についてはわかっておるつもりだったんですが、やっぱり今回はキネマの庵がここ最近ないヒットをとるんじゃないかなと思って、この間映画村へ行ってきました。映画村には8月23日にコブちゃんが死にました。これは私の同級生が釣ったコブダイです。ところが、やはりきずなちゅうのはあるんです。だれがといいますと、西讃の金比羅の人が大勢の観光客に見ていただける、大勢の観光客にかわいがってもらってこいということで、寄贈してくれたそうです。これは有本さんも喜んでおることと思うんですが、私は会いに行ったけども、ちょっと恥ずかしかったか体を隠しまし

て、逆に映画には2匹泳いで見ておられたので、大阪のお客さんとああこれはおもしろい、これはおもしろい魚やいうことで、非常に感心しておられました。したがって、映画村の状態がすばらしい成果があるように神さんに祈って、コブやんのかわりに、コブちゃんのかわりに祈って今度の成果をよろしく願いますと頼んできました。

したがって、きのう話そのものについては私はちょっと自分のことを言うのもなんですが、高松市の田村町のリハビリセンターで自分自身行ってきましたのを、ちょっとあと5分でやめます。あと5分でやめると言うたら守ります。田村町で会った出来事は何かというと、非常に何人会いましたか、100人近くにあいさつすることができました。ところが、物も言えない人、残念ながら体の不自由な人がいっぱいおります。私は頑張っって何とかこの状態に回復したんですが、非常に大変な方もおられますことから、話の中にありました秋長さんがおっしゃってた調査を受けました。その結果が出てくることを楽しみにしておるんですが、私たち困っとる人間っていうのははっきり言うて自分のことは余り表に出さんもんですから、本当に正直なことを申して500人がこっちでおるんですけど、現例の個人情報何とやらにしっかり縛られまして、正確な数字は私知りません。ところが、500人以上はおると思うんです。その方々のために非常に体を張ってうちの町長は非常に頑張っておるので、町長は人数は現在、私は1万7,000人くらいだ言っったんですが、きょう調べて平野さんに見てもらいました。男が8,349、女の方が9,220、それだけ大勢の人が町長頑張れという気持ちでおります。したがって、町長、多田富雄さんが44万人以上のサインを集めたそうなんです。44万ということは、町長は1万7,000人でありますけども、そういう感じで必ず病院の方も考えてくれるとは思っし.....。

議長（中村勝利君） 新茶議員。

（12番新茶善昭君「はい、わかりました。5分が来たので」と呼ぶ）

いやいやあのね、一般質問に通告した、それに関連した再質問でお願いしたいんですけども。今のそれに外れておると思いますので。

（12番新茶善昭君「でも、リハビリっていうのはひっついとんです。いや、5分でもうやめます」と呼ぶ）

答弁を求める再質問にしてほしいんですけども。

（12番新茶善昭君「そうですか。時間の関係で答弁は求めません。私もちょっとつかつなことで議長に大変見苦しいところを

お見せして申しわけございません。おわびします。以上で終わります、どうも」と呼ぶ)

議長（中村勝利君） これで一般質問終わります。

~~~~~

日程第5 議案第38号 小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例について

日程第6 議案第39号 オリーブナビ小豆島条例について

日程第7 議案第40号 小豆島町都市計画審議会条例について

日程第8 議案第41号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） ここでお諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第5、議案第38号小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例についてから、日程第8、議案第41号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでを一括上程にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第5、議案第38号小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例についてから、日程第8、議案第41号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでを一括上程といたします。

それでは、議案第38号から順次提案理由の説明を求めます。

最初に、日程第5、議案第38号小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第38号小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

介護サービス事業特別会計の年度間の財源の調整などを行い、財政の健全性を確保するために基金を設置することに関し、条例を定めるものでございます。

議案第39号オリーブナビ小豆島条例について提案理由のご説明を申し上げます。

観光情報の発信拠点として旧小豆島民俗史料館を用途変更して、公の施設としてオリーブナビ小豆島を設備することから、同施設の設置及び管理に関する条例を定めようとするものでございます。

議案第40号小豆島町都市計画審議会条例について提案理由のご説明を申し上げます。

都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、都市計画審議会を設置するための条例を制定しようとするものでございます。

議案第41号、小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

国民健康保険法が改正され、10月1日から施行されることに伴い、本町の国民健康保険条例を改正する必要性が生じたものであります。本条例改正につきましては、担当課長から説明をさせます。

条例議案4議案につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第41号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布され、平成18年10月1日から施行されることになりました。この法律の改正趣旨は、国民皆保険を将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、医療制度改革大綱に沿って医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編、統合と所要の措置を講じたものであります。この健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町の国民健康保険条例についてもその一部を改正しようとするものでございます。

改正点については、12ページの改正の要旨でご説明いたします。

第4条第1項第1号は、条文の整備でございます。3割負担となるべきものの定義の明確化を図ろうとするものでございます。

第4条第1項第4号は、世代間の負担の公平化を図るため、現役並みに所得のある前期高齢者、70歳以上の被保険者の療養の給付に係る一部負担金について、3割負担にする規定でございます。現役並みに所得のある前期高齢者とは、各種控除後の課税所得が年額145万円以上で、かつ年収が夫婦2人世帯で520万円以上の人、対象者1人の場合は年収が383万円以上の人を言います。現行では2割負担でございます。

第5条第1項は、出産育児一時金の額を現行の30万円から35万円に改正しようとするものでございます。

いずれも平成18年10月1日から施行するものでございます。なお、この条例改正につきましては、去る9月14日に開催されました小豆島町国民健康保険運営協議会に諮問して、諮問どおり答申を受けましたので、ご報告させていただきます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 以上で議案第38号小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例についてから、議案第41号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの提案理由の説明は終わりました。

ここで、日程第5、議案第38号小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例についてから日程第8、議案第41号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに対する質疑、討論、採決及び委員会付託を議題といたします。

お諮りします。

審議方法についてであります。この際1議案ごとに審議を行い、本日採決できる議案は直ちに採決し、採決できない議案については関係常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。

それでは、1議案ごとに審議を行います。

最初に、議案第38号小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第39号オリーブナビ小豆島条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番山中議員。

9番（山中 彰君） 町民ギャラリーのことについて、少々質問なり要望なりを申し上げ

げたいというふうに思います。

町民ギャラリー、今文化活動を各地でいろいろ絵画なり書道なりいろいろ写真なりやっておるとは思いますけども、なかなか実際1週間なり10日なりを区切って簡単にギャラリーとして使用するところはなかなかないということで、皆さん文化団体で探していると思います。

そこで、やはりこの条例の別表の使用料、これはこないだ議運で聞いたんですけども、減免処置、減額ないし免除するということですけども、主たる使用はやっぱり町民のそういう文化的な活動に使うというふうな主目的ですので、この条例をぱっと出した場合には、後でいろいろ条例を見てこれは減免、減額、免除するというふうなところまで見ればよくわかるんですけども、私らで見てもやはり4時間、8時間以内という使用料を表に出してやれば、ちょっと何か住民にとってとつきにくいというか、このギャラリーにとつきにくいような印象を受けると思うんですけども、その辺のうたい文句いうんですか、やはり町民には先無料とかいうことを前面に出せば、やっぱりそういうふうな利用の促進になるような気がしますけども、その辺の考え方について町の方のちょっと意見を欲しいと思います。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（真渡 健君） 条例でございますけども、一般的にはほかの施設についても一緒だと思いますけども、一応金額については使用料はこの程度であると。そして、その上でここでは第10条で書いておりますけども、使用料の減免ということで減額なり免除ができるという条文を設けております。今回、このナビの条例につきましてもこのような方法でいっております。

以上です。

議長（中村勝利君） 9番山中議員。

9番（山中 彰君） 条例といえばそれまでで、何か抵抗を感じると、一般の者から考えれば。とにかく町民に文化的なことに使ってくれというのであれば、使用料はゼロと先うたってから、それ以外の町民以外のそういうことに関しては条件が要りますというふうなうたい方に、今後ともやっぱりいろいろ検討してもらって、条例の表示の仕方いうんも見直す必要があるんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺に関してはどうでしょうか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） こういった公の施設の設置及び管理条例につきましては原則を頭に出して、その上で特例を考えるということでございます。原則をただということにいたしますと、これ非常に弊害が出てこうかと思えます。ですから、条例のスタイルとしては原則の料金ということにいたしまして、町民に対する周知、広報でありますとかチラシでありますとか、いろいろこのオリーブナビ小豆島ができますと利用していただくための広報をしたいと思います、そういうときには町民向けのやり方があるかと思えますので、町民がお支払いするのに原則幾らですよとかというようなことは書く必要全くございませんので、そういうところで配慮をして条例については今までどおりのスタイルでというふうに思いますが。

（ 9 番山中 彰君「わかりました」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

14番村上議員。

1 4 番（村上久美君） 関連です。この10条のところ。町長は必要があると認めるときは云々減額、免除をすることができるということですから、この中で必要があるときという内容、要項なりは明らかにしてないといけないと思うんですが、執行部の方は、担当課の方です。これはどのように取り扱うということになってるんでしょうか。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（真渡 健君） それにつきましては、条例と条例の中に書いておりますけど、規則の中で定めると15条で書いております。規則の中で使用料の減免ということで、町または町内の公的機関が利用するとき、町内に住所を有し、また教育または文化に関する公益的活動を行う団体で町長が認めたとき、その他というようなことで規則の中で明示しております。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

1 4 番（村上久美君） 公民館活動等の文化協会云々いろんな団体ありますが、例えば同好会とかそういう有志が寄って会をつくっている場合、そういう場合は無料なのか。原則として今、山中議員おっしゃいましたけど、町内の町民に対しては必要があるときという内容のときは、町民の使用については無料という形の考え方を持った必要があるときの中身、そういうものにぜひ判断の問題としてはっきり示していただきたいなというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 村上議員おっしゃるのは公民館も含めた町の管理する施設について、町民が使う場合には無料ですよという大原則を貫けということ……

（14番村上久美君「公民館のことは言ってません」と呼ぶ）

じゃあない、はい。

今、先ほど山中さんにそれでしたらお話ししたのと同じことでありまして、皆さんに周知する段では、町民の方こういった利用については無料ですよというのは全面に出していったらいいと思います。この条例規則そのものを町民にお配りをして理解を求めるという方法ではなしに、もっとわかりやすくお知らせ、周知をしていきたいと思いますので、その段階ではそういった大いに利用していただく方向での周知の仕方ということを、当然担当課として考えたらいいいんではないかというふうに考えますが。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は建設経済常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第40号小豆島町都市計画審議会条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

本案については、建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は建設経済常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第8、議案第41号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については本日採決します。

質疑はありませんか。

4番森議員。

4番（森 崇君） この影響度といいますか、対象について概略をわかるだけでもしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 平成18年7月現在で、国保被保険者数が7,708人、うち70歳以上の方が793人おいでます。平成18年8月現在、これちょっと1月後になりますが、現役並みの所得を有する方、70歳以上で今回2割から3割負担になろうとする方が53名おいでます。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） それで、今回提案されてる内容について、10分の3になった場合、これに該当する方のどれくらい金額がこれによってどれくらいの負担になるのか、総額で幾らですか。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） まず、2割負担から3割負担になるということでございますので、単純に計算いたしましたら1.5倍になるということでございます。ただ、高額療養費の制度がありますし、また世帯合算とかございます。ですから、そのあたりがあって、例えば負担が全然変わらんいう場合もあろうかと思えます。実際にこれもう一人一人1カ月ごとのレセの件数で一々計算しないと出てこないということでもありますので、実際ちょっと計算はできておりません。ただ、平成17年度現役並みの所得がある方につきましては26人おいでまして、その方が1,036万5,000円、費用額、総額でございますが、1,036万5,000円を使われております。この影響額というのはちょっと今申し上げましたように計算ができませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 今回の国民健康保険条例の一部改正ですけれども、出産育児一時金の増額については賛成をいたします。しかし、高齢者の医療費負担を2割から3割にふやすことについては、高齢者について老年者控除、年金控除廃止などの税制改正で増税となっています。その上に、医療費負担が1.5倍にふえるということは、やはり大きな負担増になると思います。所得の多い方とはいえ、負担がふえるということについて反対です。

以上のことから今回の条例改正についても反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。

7番安井議員。

7番（安井信之君） 前期高齢者の現役並みの所得のある人の30%負担に関しては、制度改正によりまして後期高齢者の現役並みの所得のある人の30%負担というふうな答申が出てますんで、それを考慮しますと、前期高齢者は安うてええわ、後期高齢者、75歳以上になりますけど、そちらの方は高くてええわというふうなわけにもいかないのかなと。国保の運営審議会等の方の話の中でも、そういうふうな話が出まして、私は国保の運営審議会の意見を尊重したいと思いますので、この改正に関しては賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時29分

再開 午後 3 時37分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は9月21日の本会議にお願いいたします。

~~~~~

日程第9 議案第42号 改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について

議長（中村勝利君） 議案第42号改良住宅等改善事業に係る工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第42号改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

橘地区改良住宅B棟、C棟の耐震改修及び外壁改修などを合わせて行う改良住宅等改善事業に係る工事請負を締結しようとするものであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 議案第42号改良住宅等改善事業に係る工事請負契約。工事名、橘地区改良住宅B、C棟耐震並びに外壁改修等工事についてご説明を申し上げます。

改良住宅等改善事業につきましては、橘地区において地域住宅計画の中で平成17年度から19年度の3年間に、A、B、C、D、E棟の5棟の改良住宅の耐震改修と外壁改修工事を実施しようとするものでございます。本年度の施工箇所はB棟、C棟の2棟で、鉄筋コンクリートづくり5階建ての改良住宅16戸であります。

昨年度から実施しております改良住宅等改善事業については、橘地区を昭和49年に襲っ

た集中豪雨の土石流に対応し、1階をピロティ形式とした構造となっておりますが、さきの阪神・淡路大震災を契機として昭和56年以前に建設されたピロティ形式の建物の耐震基準の見直しがあり、該当住宅の診断を行った結果、橘地区13棟が目標値を満たしておらないため、計画的に耐震改修を行うものであります。

また、B棟、C棟は築後31年を経過し、経年劣化により外壁のコンクリートに爆裂が起きており、落下による安全対策上からも改修を必要としていることから、外壁改修も合わせて行うものであります。

工事概要であります。まず耐震改修につきましては既存の壁部分を外側から補強し改修する工法で、耐震診断の結果によりB棟の耐震改修箇所は1階から3階の改修となります。面積につきましては、65平方メートルであります。また、外壁改修は外部全面の改修でありまして、面積にして1,818平方メートルであります。C棟の耐震改修箇所についてもB棟に同じく1階から3階までで、面積にして62平方メートル、外壁の改修面積は1,514平方メートルであります。

施工業者の選定に当たりましては、入居者の生活に支障を来すことのないよう補強する新しい補強工法であるRC壁補強工法、これは鉄筋コンクリートの壁を補強する工法でありますけれども、内容を十分把握できる技術者の管理、また入居者がいながらの工事であり、工程管理が特に必要であることから、本町に指名願いが提出されている高松市内に事務所を置き、本町に工事实績のある県内の中堅業者5名を指名し、去る9月1日の入札の結果、株式会社佐伯建設四国支店が5,649万円で落札したところであります。工事完成保証につきましては、小豆島町建設工事執行規則第25条、第26条により、落札者が東京海上日動火災保険株式会社石原邦夫と町が被保険者とする契約を締結しております。なお、設計は有限会社佐々木環境工房がいたしております。

工期につきましては、町が指定する日から平成19年2月28日でございます。

以上、まことに簡単であります。議案第42号のご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 指名競争で5社ということを言われました。それぞれの佐伯建設四国支店以外の4社の名前を明らかにしていただきたいのと、それぞれの落札、入札し

た額、そして落札率は何%か伺いたいというように思います。

今回、提案されております築後31年を経過いうことで、大改善というふうなことになりますが、町内においての築後30年を経過した公営住宅、これについてはどのような状況になっているのか、今後の計画等含めて伺いたいというふうに思います。

それと、指名競争の入札の基準、これは私の認識では旧町の池田の入札審査基準というふうに認識しておりますが、これはどのような基準でもって審議されたのか、これについて伺います。

以上です。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 14番議員のご質問でありますけど、まず第1点目、株式会社佐伯建設四国支店以外の指名業者でありますけれども、川西建設株式会社、佐伯建設工業株式会社四国支店、株式会社合田工務店……

（14番村上久美君「もっとゆっくり」と呼ぶ）

もう一度申しましょうか。

（14番村上久美君「はい」と呼ぶ）

佐伯建設以外のもの、川西建設株式会社、続きまして佐伯建設工業株式会社四国支店、続きまして株式会社合田工務店、続きまして谷口建設興業株式会社、「興」は興すという「興」でございます。

落札金額につきましては5,649万円ということでございますけれども、入札の金額請負についてはということでございますけれども、今ちょっと手元には資料ございませんけれども、請負率についても今ちょっと手元には資料ございませんけれども、落札価格だけ5,649万円ということでご承知おきいただいたと思いますけど。

（14番村上久美君「後で資料出してくださいませるか」と呼ぶ）

建設課長の方をお願いいたします。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 指名委員会の事務局は総務課でございますけど、合併協議会でいろいろ調整する中で指名のランク、こういったものを建設部会で検討してまいりました。それで、新しい小豆島町の規約として小豆島町指名基準の中でランク制を新たに決めております。このランク制を決めるに当たりましては、旧町時代には内海町はランク制をひいてございませんでした。ただ、池田町におきましてはランク制を設けておりました

ので、従来の旧池田町のランク制を参考にしながら新たに小豆島町としてのランクを決めたところでございます。

その中で、ランク制をひいたのは土木工事と建築工事でございます。その中で、建築工事と申しますと、A、B、Cの3ランクに分けてございます。その中で、経営事項審査評点が900点以上はAランクですよ、Bランクが550点から900点未満です、Cランクは550点未満ですということで、3つのランクを設けてございます。これにつきましては、旧池田町当時のあり方と全く同じ要点でございます。それで、それぞれのランクの中で指名できる金額、工事設計金額を決めておりますけど、Aランクにつきましては1億円以上、5億円未満ということにしております。それから、Bランクにつきましては130万円以上、3億円未満ということになっております。それから、Cランクにつきましては1,000万円未満の工事、こういったランクを設けております。

したがって、これを充当していきますと、今回の耐震工事につきましてはBランクを指名すべき工事の金額になるということで、そのBランクの業者の中から指名委員会の中で選定したものでございます。

以上です。

(14番村上久美君「落札率、これまた後で」と呼ぶ)

議長(中村勝利君) 人権対策課長。

人権対策課長(宗保孝治君) 今手元に資料ございませんので、後ほどご説明したいと思います。

それと、もう一点、31年を経過してということでありまして、これにつきましてはピロティ形式の住宅ということで、改良住宅につきましては橋に14棟ございます。そのうちの一番新しいN棟をのけまして13戸分、つまり1階が要するにすいておる住宅ということでおわかりいただけと思うんですけども、その分の耐震基準の見直しがあったということで診断をした結果、13棟が目標値というか基準値に達してなかったということで、その改修を本来現在の地域住宅計画3年間の中で5棟分、昨年が1棟、本年度が2棟、来年が2棟、5棟一応計画をしております。以後は、随時計画的に改修をしていくという考えでありまして、それと公営住宅につきましては建設課長よろしいか。公営住宅につきましては西村の住宅が来年度に耐震改修を、これもピロティ形式で1階がすいておりますので、耐震診断の結果目標値を達してないということで、来年19年度に西村の住宅をいきますということで、それ以外のものについては耐震基準を満たしておるということでご承

知いただいたらと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 公営住宅の中でピロティ形式、下が駐車になってるような状況のところだけ言われましたが、公営住宅で30年以上たってるところについては、これは全体の把握から言って別に下が駐車場になってる以外はどのような考え方で耐震はどうか、どういう結果なのかというふうなのはわかりますか。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 公営住宅の中にも建設課で管理しております一般公営住宅もございますけど、手元には資料は持ってきておりませんが、一応一番危険度が高いであろうというピロティ形式のものを耐震診断を現在はいたしております。今後、ピロティ形式外のものについて、耐震計画をするかどうか、その点については現在、現時点では未定でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第43号 小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第43号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認についてと、日程第11、議案第44号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の

字の区域の変更については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第43号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について及び議案第44号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

県道田浦坂手線改良事業に伴います公有水面埋立が本年1月5日に竣工しましたので、土地の確認と編入いたします字の区域の変更を行おうとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 議案第43号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認についてご説明申し上げます。

まず、土地の表示でございますが、添付しております資料2の1の図面もあわせてごらんいただきたいと思っております。

本案は、県道田浦坂手港線の道路改良工事に伴う公有水面埋立によりまして、道路用地及び護岸用地が新たに生じたものでございます。

図面左側が位置図でございまして、右側が埋立地の平面図でございまして、場所は、内海湾内の古江の集落から堀越よりの海岸でございまして、左側の位置図にピンク色で色を塗った位置でございまして、なお、平面図の下の表に用途別に埋立面積を記載しておりますが、面積は道路用地が74.89平方メートル、護岸用地が398.95平方メートルの合計473.84平方メートルでございまして、該当する土地につきましては、戻っていただきまして15ページの議案書の土地の表示に記載しておりますように、小豆郡小豆島町古江字西通甲261の1、甲298、甲299、乙319の2、乙321の2、乙322の1、乙322の2、乙323の1、乙324の1の地先の公有水面でございまして、

次、めくっていただきまして、資料2の2の図面が標準断面図でございまして、埋立区域のうち、オレンジ色の部分が道路用地、紫色の部分が護岸用地でございまして、着色していない、図面で言いますと右側の方で着色していない部分は従来からの土地と左側の方は平均満潮位より低い部分の工作物で、公有水面埋立に該当しない部分でございまして、

以上、簡単でございますが、議案第43号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお

願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） はじめに、日程第10、議案第43号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第44号 公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の  
変更について

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議案第44号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更についてを議題とします。

説明をお願いします。

建設課長。

建設課長（池上 恵君） 議案第44号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更についてご説明申し上げます。

場所につきましては先ほどの議案第43号と同じでございます。編入いたします字は古江字西通でございます。

添付しております資料の1 / 1の公図の写しの図面をあわせてごらんいただきたいと思います。

新たに小豆郡小豆島町古江字西通に編入する区域は、オレンジ色で着色しております範

困でございまして、古江字西通甲261の1、甲298、甲299、乙319の2、乙321の2、乙322の1、乙322の2、乙323の1、乙324の1の地先の公有水面埋立地473.84平方メートルでございます。

なお、本日の議会でご承認いただきましたら、県知事に届け出をいたしまして県が県報に告示をいたしまして、新たに生じた土地として法務局に登記の申請を行う手続となります。

以上、簡単でございますが、議案第44号のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第44号は原案どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第45号 平成17年度内海町、池田町及び小豆島町歳入歳出決算  
認定について

議長（中村勝利君） 議案第45号平成17年度内海町、池田町及び小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第45号平成17年度歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

平成17年度の内海町一般会計及び国保会計など8つの特別会計と、水道、病院、介護老人保健施設の3事業会計、池田町一般会計及び国保会計などの5つの特別会計と、水道事業会計、これに加えて小豆島町の平成17年度一般会計及び国保会計などの9つの特別会計と、水道、病院、介護老人保健施設の3事業会計の歳入歳出決算が調整されましたので、地方自治法及び公営企業法の規定に基づき、議会の認定を求めますのでございます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） まず最初に、資料の一部が配付されておりませんでした。ご迷惑をおかけいたしました。おわびを申し上げます。

それでは、議案第45号平成17年度内海町、池田町及び小豆島町歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算の内容につきましては、例年決算特別委員会が設置されまして、決算書をもとにそれぞれ関係課から説明がありますので、私からは決算の概要について、その配付漏れがありました施策の成果に関する説明書によりまして、その中の財政編によりましてご説明申し上げます。

説明は前年度比較増減理由の関係から、旧町ごとにご説明申し上げたいと思います。また、ここでの説明は決算統計上の説明でございますので、17年度小豆島町決算分、すなわち11日間分の決算分も含んだものとなっておりますので、ご理解願いたいと思います。

それでは、まず最初に旧内海町分の17年度決算の総括について、概要をご説明申し上げます。

説明書の3ページをお開きください。おわかりになりますか、3ページ。おわかりになりますか。財政編の3ページです。おわかりになりましたか。よろしいでしょうか。

一般会計の決算の状況でございます。17年度の決算額は歳入決算額が55億5,840万1,000円、歳出決算額が53億5,081万2,000円、これから繰越明許した事業の財源12万4,000円を差し引いた実質収支、これが2億746万5,000円の黒字となっております。前年と比べますと、歳入が1.8%、9,569万6,000円、歳出が5.4%、2億7,497万3,000円の増となっております。実質収支のうち、地方自治法の規定による基金繰入金額は1億400万円、これにつきましては余剰金である実質収支の2億746万5,000円の2分の1の額といたしております。単年度収支は今年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた額で、1億

7,916万2,000円の赤字となっております。この中には、基金の積立金70万4,000円、基金取り崩し額7,891万1,000円が含まれております。実質単年度収支は2億5,736万9,000円の赤字となっておりますので、前年度より1億5,515万2,000円赤字額はふえております。

以上が一般会計の決算の状況でございます。

次に、6ページをお開き願います。

科目別歳入決算額の状況でございます。歳入の柱となります町税で3,039万3,000円の減、真ん中どころでございますが、地方交付税7,030万4,000円の減と合わせて1億69万7,000円の減額となっております。地方交付税の減額の要因でございますが、前年度の普通交付税の算出において、病院公債費の歳入に錯誤があったための調整による減によるものでございます。

次に、国庫支出金、それから4段目でございますが、2,790万円の減でございます。これは、事業の完了による減と国保保険基盤安定制度負担金、老人保護措置費負担金等がいわゆる三位一体改革により廃止されたことによるものでございます。

次に、それよりまた4段ぐらい下の繰入金でございますが、2億3,156万9,000円の増となっております。町税や地方交付税、臨時財政対策債等の減を補てんするため、財政調整基金及び減債基金を取り崩したことに加え、病院の電子カルテ導入事業への基金充当、内海中学校改築財源としてふるさとづくり基金からの繰り入れ等によるものでございます。

一番下の町債でございます。4,830万円の減となっております。これは、主に臨時財政対策債の減によるものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出でございますが、12ページの性質別経費の状況によりご説明申し上げます。

義務的経費の中で、まず人件費でございますが、1,033万8,000円の減となっております。これは、改良住宅等改善事業、徳本地区埋立地処分地事業の実施による事業費支弁人件費に移動したためでございます。

次に、1つ飛びまして公債費でございますが、7,019万4,000円の減となっております。これは、公債費の償還のピークを越えたことによる減でございます。旧内海町につきましては、平成15年度がピークということになっております。

次に、真ん中どころ、それから4段ぐらい下で補助費等でございます。1億3,197万9,000円の増となっております。これは、電子カルテ導入に伴う病院会計事業負担金の増、合併に伴う臨時職員の退職報償費の増等によるものでございます。

次に、その下の積立金でございますが、4,589万2,000円の減となっております。これは、内海中学校施設整備基金積立金の減によるものでございます。

次に、2段下の貸付金でございますが、8,022万円の増でございます。これは、キネマの庵事業の実施による岬の分教場保存会への貸付金の増によるものでございます。

次に、普通建設事業費1億6,080万6,000円の増でございます。これは、合併に伴い新財務会計システムの導入に要した経費、改良住宅等改善事業、徳本地区埋立処分地整備事業、坂手運動公園用地取得事業等の増によるものでございます。

以上が性質別の前年度との比較でございますが、これを目的別に見たのが、返っていただきますが、9ページお開き願います。

総務費が前年度比1億5,231万1,000円の増となっております。これは、先ほども申し上げましたが、合併時に臨時職員の整理を行ったことによる退職報償費、戸籍電算化システム新規導入経費、新財務会計システムの導入経費等の増によるものでございます。

衛生費ですが、1億4,086万3,000円の増となっております。これは、電子カルテ導入に伴う病院事業会計負担金の増、徳本地区埋立処分地整備事業、それから広域行政事務組合負担金の増等によるものでございます。

次に、商工費でございますが、5,269万円の増となっております。これは、キネマの庵事業実施による岬の分教場保存会貸付金の増によるものでございます。

次に、公債費の7,019万4,000円の減については、先ほど申し上げましたとおり、公債費償還のピークを越えたことによる減でございます。

以上で内海町分の一般会計決算の状況の概要説明を終わります。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

旧内海町分の特別会計の決算状況の概要について、ごく簡単にご説明申し上げます。

旧内海町分の特別会計は、国保会計から簡易水道会計まで8会計ございます。形式収支、実質収支は全会計黒字となっておりますが、実質の黒字、赤字を見る実質単年度収支は国保、国民健康保険診療所、介護保険の3会計で赤字となっております。

次に、旧池田町分の17年度決算の総括について概要を申し上げます。

4ページに返っていただきます。

一般会計の決算の状況でございます。

14年度の決算額は、歳入決算額が32億6,510万9,000円、歳出決算額は31億5,579万1,000円、繰越明許した事業の財源が1,687万9,000円となっており、それを差し引きまし

た実質収支が1億4,243万9,000円の黒字となっております。前年度と比べまして、歳入が9.6%、2億8,687万2,000円、歳出が9.4%、2億6,602万4,000円の増となっております。実質収支のうち、地方自治法の規定による基金繰入金額7,100万円は、実質収支1億4,243万9,000円の2分の1としております。

単年度収支は、今年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた額でございます。4,833万2,000円の黒字となっております。この中には、基金の積立金24万5,000円、それから基金取り崩し額3億1,134万6,000円が含まれておりますので、実質単年度収支は2億6,276万9,000円の赤字となっております。前年度より2億1,705万6,000円の赤字額がふえておるとい状況でございます。

以上が旧池田町の一般会計決算の状況でございます。

次に、7ページをお開き願います。

科目別歳入決算額の状況ですが、歳入の柱であります町税は前年度とほぼ同額となっております。真ん中あたりの地方交付税は2,550万円の減となっております。地方交付税の減でございますが、普通交付税につきましては前年度とほぼ同額の交付でございましたが、特別交付税が台風災害の減、全国的な豪雨の影響による減額となっております。

次に、それから5段ぐらい下の県支出金でございますが、8,468万5,000円の増となっておりますのは、市町村合併支援補助金の両町分、1億円を池田町が受け入れをしたための増でございます。合併に伴う電算システム統合経費に充当をしております。

次に、その下の財産収入でございます。2,180万3,000円の減でございます。これは、前年度において国道436号線改良に伴い、町有地の売り払いがあったためでございます。池田港から出て、土庄の方向に向かうところを改良かけております。あれが町有地になっておりますので、その売り払いが16年度にあったということでございます。

次に、その2段下の繰入金でございますが、2億5,338万2,000円の増でございます。地方交付税、臨時財政対策債の減の補てんや、室生漁港の海岸保全事業、ふるさと村建設事業、合併に伴う庁舎等改修事業、臨時職員の退職報償費等への充当財源として財政調整基金より繰り入れしたための増でございます。

一番下の町債の2,350万円の減でございますが、これは、主に臨時財政対策債の減によるものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出でございますが、13ページの性質別経費の状況によりご説明いたします。

まず、義務的経費の中で、公債費が1億1,776万9,000円の減となっております。これにつきましては、公債費償還のピークを越えたことによる減でございます。旧池田町におきましては、13年度がピークということでございます。

次に、物件費でございます。2億671万1,000円の増となっております。これは、合併に伴う電算システム統合委託料、戸籍電算化システム委託料の増によるものでございます。

1つ飛びまして、補助費等でございますが、3,141万5,000円の増となっております。これは、合併に伴う臨時職員の退職報償費の増によるものでございます。

次に、繰出金、4段ぐらい下でございますが、2,750万4,000円の減となっております。これは、主に老人保健特会への繰出金の減によるものでございます。

次に、普通建設事業でございますが、2億1,746万円の増となっております。これにつきましては、合併に伴う庁舎等改修事業、室生漁港海岸保全施設整備事業、ふるさと村建設事業の実施によるものでございます。

以上が性質別の前年度との比較でございますが、これを目的別に見たものが10ページの表でございます。10ページをお開き願います。

まず、総務費でございますが、前年度比2億9,180万5,000円の増となっております。これは、合併に伴う電算システム統合事業、合併に伴う庁舎等改修事業、戸籍電算システムの導入事業の実施による増、それから合併に伴う臨時職員の退職報償費等の増によるものでございます。

次に、衛生費でございます。4,199万8,000円の増となっております。これにつきましては、吉野埋立処分地のり面整備事業の実施、それから町道谷尻白浜線水道管新設事業負担金の増等によるものでございます。

次に、農林水産業費でございますが、7,328万7,000円の増となっております。これは、室生漁港海岸保全施設整備事業の実施によるものでございます。

商工費につきましては、4,111万円の増となっております。これはふるさと村建設事業の実施によるものでございます。

次に、4段ぐらい下で、災害復旧事業費ですが、4,187万9,000円の減となっております。これは、事業の完了による減でございます。

次の公債費でございますが、1億1,776万9,000円の減、これは先ほど申し上げました償還のピークを過ぎたことによる減でございます。

以上で旧池田町分の一般会計決算の状況の説明を終わります。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

特別会計の決算状況の旧池田町分の概要について、ごく簡単にご説明申し上げます。

旧池田町分の特別会計は、国保、老人、介護、簡水、それから小豆島ふるさと村のこの5会計でございます。形式収支、実質収支については全会計黒字となっておりますが、実質の赤字、黒字を見る実質単年度収支につきましては、老人保健会計を除く4会計で赤字となっております。

次に、16ページをお開き願います。

財政指標ということになっておりますが、個々の説明は省きたいと思っております。この中で、小豆島町の方を見ていただきます。この中で、経常収支比率が小豆島町で93.9%と高くなっております。経常収支比率につきましては、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、税や地方交付税など経常的収入たる一般財源がどの程度充当されているかを示すものでございます。一般的には80%以下が望ましいとされております。数値の上では財政の硬直化が一層進んでいる状況にあると言えます。ただ、当該数値の算定に当たりましては、分母に算入される地方交付税等が制度改革に伴う総額抑制等の影響を受けることから、一概にこの数値だけをもって過去との比較を論じるのは適当ではないと言えます。しかし、財政の硬直化が進んでいる状況を示しているものでもあり、一層の経常経費の抑制に努めていく必要があると考えております。

次に、新聞紙上をにぎわせて、一般質問等の中にもちょっと出てきておりましたが、実質公債費比率でございます。この数値は、総務省が本年度から導入した新しい財政指標でございます。自治体収入に対する借金返済額の比率を示すものでございます。その特徴といたしましては、従来の起債許可制限比率には反映されなかった一般会計から特別会計への繰出金も含まれ、各自治体の財政実態をより正確に把握できるものとされております。また、起債の発行につきましては、今年度から地方財政法の改正がございまして、知事の許可制から協議制へと移行いたしました。しかしながら、実質公債費比率が18%を上回る団体につきましては、従来どおり知事の許可が必要となるだけで変わる場所はないということでございます。ただ、この比率が25%を超えますと、一般単独事業等の地方債の発行ができなくなるという指標となっております。

新聞報道等でセンセーショナルに取り上げられておりますが、17年度の決算状況により分析した結果、小豆島町は18.2%という数値になりました。基準値を上回った主な要因は、内海病院の改築等整備にかかわる起債償還の一般会計からの負担金支出が大きく影響

しております。病院への負担分を除きますと、この数値が16%になるということでございます。ただ、18年度につきましては、起債の償還のピークが過ぎていることを考えますと、18%を上回ることはないのではないかと考えております。この実質公債費比率と申しますのが3カ年の平均になっております。15、16、17の平均で数値を出します。先ほど申しましたように、15年度がピークとなっておりますので、来年度はその15年度が外されて計算されますので、18%を切ってくるだろうということで想定をしております。

次に、地方債現在高でございますが、それから4段ぐらい下でございます。17年度末現在の小豆島町で83億5,237万3,000円となっております。この額は18年度小豆島町一般会計当初予算額77億300万円を超えている状況でございます。地方財政法におきましては、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされております。旧両町におきましては将来の公債費負担の増嵩を招かないよう従前から借入額の抑制に取り組んできております。18年度小豆島町予算編成におきましても、地方債の発行額については当該年度の償還元金をいかに抑制することによって地方債現在高を削減し、財政の健全化を図ることとしております。

以上で17年度の決算の概要についての説明を終わります。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） まず、平成17年度内海町水道事業決算につきまして、概要をご説明申し上げます。

別冊のお手元の資料の内海町水道事業決算書の23ページの方をお開きをいただきたいと思っております。

このページでは平成17年度内海町水道事業報告書といたしてありまして、業務、建設改良、経理について記載をいたしてあります。

まず、業務につきましてでございますが、年度当初から少雨傾向にあり、事業所等での水需要が増加をいたしましたので、今期末の総配水量は179万2,326トンで、前年度と比較をいたしますと2.3%増加をいたし、有収率も90.1%となりました。

次に、建設改良でございますが、内海ダム再開発事業の利水分負担金を初め、新町での水道業務システムの導入経費の一部、国庫補助事業での石綿セメント管更新事業、国道及び町道の改良にあわせた配水管の布設工事など、より効率的な施工を心がけ事業を実施をいたしました。

次に、経理についてご説明をいたします。収益的収入での総収益は5億4,130万7,256円

で、前期と比べて1億3,904万4,906円増加をいたしておりますが、内海ダム再開発事業に伴うかんかけ浄水場の用地及び施設等の売却益が主な増加要因となっております。一方、これに伴う総費用では3億1,549万3,903円で、前年度に比べて539万30円減少をいたしております。合併により受水費用などの一部を新町に引き継いだことが主な原因でございます。

この結果、先ほどの総収益から総費用を差し引きいたしました当年度純利益は2億2,581万3,353円となり、また前年度からの繰越剰余金億5,970万7,578円と合わせた額2億8,552万931円が当期の未処分剰余金となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、決算書の3ページ、4ページの方でご説明をいたします。

収入では、第1項の企業債が3,930万円。

第2項出資金が1,112万4,000円。

第3項国庫補助金が1,762万4,000円。

第4項の県支出金が927万円でございますけれども、これは内海ダム再開発事業の利水分負担金及び国庫補助事業の石綿セメント管の更新事業に係るものでございます。

第5項の固定資産売却代金はかんかけ浄水場の用地を売却したものでございます。

また、第6項の長期貸付金返還金の849万8,100円につきましては、吉田ダム建設時の小豆地区広域行政事務組合への貸付金に対する返還金でございます。

第7項の工事負担金は、国道工事に伴う香川県からの水道管支障移転に対するものでございます。

一方、支出でございますけれども、第1項の建設改良費の決算額1億1,990万1,427円は内海ダム再開発事業関係及び石綿セメント管更新事業等の工事に係るものでございます。

また、第2項は過去に借入れをいたしております企業債の償還金となっております。総支出額につきましては1億8,815万6,362円となっております。

なお、第1項の建設改良費で多額の不用額が出ておりますが、水道業務システムの費用を新町の方へ引き継いだこと、内海ダム再開発事業関連事業が平成18年度に繰り延べされたことによるものでございます。

この結果、支出欄の枠下に記載をいたしておりますように、収入額が支出額に不足する額9,364万5,690円は、過年度分損益勘定留保資金等から補てんをいたしております。

次に、平成17年度の池田町の水道事業決算につきましては、池田町水道事業決算書の

11ページでご説明をさせていただきます。

まず、業務につきましては、年間を通じて平年を下回る雨量でありましたが、年の変わった2月、3月にやっと平年を上回る降雨があり、何とか水道水の安定供給を維持することができました。年間給水量は55万100トンで、前年度と比較をいたしますと3.6%減少し、有収率は82.9%となりました。

次に、財政状況についてご説明をいたします。収益的収入での総収益は1億3,958万8,299円で、前期と比べて114万3,297円の減収となっております。一方、これに伴う総費用では1億1,329万384円で、前年度と比べて495万9,858円減少をいたしておりますが、これは配水管などの修繕費及び小豆地区広域行政事務組合負担金の減少が主な原因でございます。

この結果、先ほどの総収益から総費用を差し引きました当年度純利益は2,629万7,915円となり、前年度の繰越利益剰余金2,134万6,990円とを合わせた額4,764万4,905円が当期の未処分利益剰余金となりました。なお、当年度末の未処分利益剰余金は、法で定められた減債積立金として小豆島町へ引き継ぎをいたしております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、これも同じく3ページ、4ページでご説明をさせていただきます。

収入では、第1項の工事負担金が1,410万9,000円でございます。なお、減額の300万円につきましては、池田港前で国道工事に伴う香川県からの水道管支障移転に対する補助金でございましたが、工事が延期となりましたので平成18年度に繰り越しをいたしました。

一方、支出では第1項の建設改良費の決算額3,058万5,498円は水管渠及び石綿セメント管更新事業等の工事に係るものでございます。

また、第2項では過去に借入れをいたしております企業債の償還金が237万5,982円となっております。支出総額は3,296万1,480円でございます。

この結果、不足額につきましては、記載をいたしておる建設改良積立金等から補てんをいたしております。

最後になりますけれども、平成17年度の小豆島町の水道事業決算につきましては、小豆島町の決算書の19ページの方でご説明をさせていただきます。

まず、業務につきましてでございますけれども、合併に伴う11日間の決算ですが、今期末の総配水量はこれまでことに申しわけございません。19ページの方、訂正をいただきたいと思っておりますけれども、総配水量は6万8,719トンでございます。この期間に検針は行って

おりませんので、有収水量はゼロとなっております。

次に、建設改良でございますが、新町での水道業務システムの導入に係る経費と内海ダム再開発に係る事務費のみの支出でございます。

次に、経理についてでございますけれども、収益的収入での総収益は7,858円。総費用は1,119万1,696円で、差し引き1,118万3,838円の純損失となっております。

資本的収入及び支出につきましては、これも3ページ、4ページの方でご説明をさせていただきます。

収入は、第4項の工事負担金と第5項の水道分担金でございます。

支出につきましては、第1項の建設改良費の決算額1,765万1,289円は水道業務システムの購入費などでございます。なお、第1項の建設改良費で、内海ダム再開発事業関連工事と池田港前の国道配水管移設工事を平成18年度の方へ繰り越しをいたしております。

この結果、支出欄の枠下に記載いたしておりますように、不足する額1,747万4,889円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

なお、小豆島町における平成17年度末の財政状況につきましては、9ページ、10ページの貸借対照表に記載をいたしておりますので、少しご説明をさせていただきます。

資産の部でございますけれども、固定資産のうち(1)の有形固定資産の合計額は20億5,324万8,189円、(2)の無形固定資産の合計額は5億398万3,088円、(3)の投資は2,124万4,250円で、固定資産の合計額は25億7,845万5,527円でございます。

次に、流動資産といたしまして、現金及び預金が13億4,473万8,511円、未収金が4,858万3,504円、貯蔵品が1,054万8,639円で、合計は13億9,387万654円となり、資産合計につきましては39億7,232万6,181円でございます。

次に、負債の部でございますけれども、固定負債が2,784万7,000円、流動負債が1,057万9,860円、負債合計は3,842万6,860円となっております。

資本の部といたしまして、資本金が自己資本金と借入資本金で、合計29億5,301万9,428円、剰余金は資本剰余金と利益剰余金で、合計が9億8,087万9,893円となり、資本合計は39億9,389万9,321円、負債資本合計は39億7,232万6,180円でございます。

以上、平成17年度水道事業決算につきましては、合併により3つに分かれましたが、ご説明を終わります。

議長（中村勝利君） 審議の途中であります。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長をいたします。

続いて、病院事務長。

病院事務長（松下 智君） 平成17年度病院事業決算についてご説明申し上げますが、内海病院の場合は合併前も合併後も町内の一つの事業所でございます。池田町分はございません。したがって、年度を通じた説明でないと余り意味がないと思いますので、決算についての基本的な説明は通年の決算書で説明させていただきます。ただ、議案に上程されておりますので、簡単に決算書を申し上げますが、まず内海町病院事業決算書というのがございます。内海町病院事業決算書の1ページ、2ページ、よろしいでしょうか。

1ページ、2ページの収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款病院事業収益の決算額28億6,156万1,429円となっております。内訳としまして、第1項医業収益が26億800万6,059円。

第2項の医業外収益が2億5,355万5,370円でございます。

続いて、下の支出の方でございますが、第1款病院事業費用の決算額30億1,747万7,628円となっております。内訳としまして、第1項医業費用が27億9,282万4,354円。

第2項医業外費用が2億1,676万1,145円。

第3項の特別損失789万2,129円でございます。

続きまして、1ページめくっていただきます。

3ページ、4ページの資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入の決算額4億3,326万1,000円となっております。内訳としまして、第1項負担金2億1,026万1,000円。

第2項の企業債2億2,300万円でございます。

続いて、支出の第1款資本的支出の決算額4億8,983万8,440円となっております。内訳としまして、第1項建設改良費3億2,943万2,469円。

第2項企業債償還金1億6,040万5,971円でございます。

この結果、収入不足額に対しまして、消費税等と過年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

続きまして、別冊の小豆島町病院事業決算書というのがございます。これも1ページ、2ページをお願いいたします。

まず、収入の第1款病院事業収益の決算額9,184万6,466円となっております。内訳としまして、第1項医業収益8,367万1,038円。

第2項医業外収益817万5,428円でございます。

続いて、支出の第1款病院事業費用の決算額8,391万8,875円となっております。内訳は、第1項医業費用7,693万2,805円。

第2項医業外費用674万834円。

第3項特別損失24万5,236円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

資本的支出ですが、第1款資本的支出の決算額1,522万968円となっております。内訳としまして、第1項建設改良費1,023万6,602円。

第2項企業債償還金498万4,366円でございます。

この結果、収入不足額に対しまして消費税等と過年度分損益留保資金で補てんしております。

続いて、また別冊ですが、病院事業決算書、これ通年の分でございますが、これ1ページ、2ページをお願いします。

収入の第1款病院事業収益29億5,340万7,895円となっております。内訳としまして、第1項医業収益26億9,167万7,097円。

第2項医業外収益2億6,173万798円でございます。

続いて、支出ですが、第1款病院事業費用の決算額31億139万6,503円となっております。内訳としまして、第1項医業費用28億6,975万7,159円。

第2項医業外費用2億2,350万1,979円。

第3項の特別損失813万7,365円でございます。

続きまして、3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入の決算額4億3,326万1,000円となっております。内訳としまして、第1項の負担金2億1,026万1,000円です。これは、一般会計からの負担金ですが、このうち1億円は内海病院整備基金からの取り崩し分がございます。

第2項の企業債2億2,300万円でございます。

続いて、支出ですが、第1款資本的支出の決算額5億505万9,408円となっております。内訳としまして、第1項建設改良費3億3,966万9,071円。

第2項の企業債償還金1億6,539万337円でございます。

この結果、収入不足額7,179万8,408円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額25万834円と、過年度分損益勘定留保資金7,154万7,574円で補てんしております。

次に、病院事業の概況報告ですが、決算書19ページをお願いします。

( テープ切りかえ )

17年度は入院、外来ともに患者数が減少しております。経営的には収益の伸びを費用の伸びが上回っており、ここ数年続いておりました収支の改善傾向が途切れた形となっております。

施設設備につきましては、21ページ、22ページに記載しておりますけれども、まず医療機器の主なものは、大きなものとしまして透析システム、エックス線一般撮影装置などを更新しまして、診療、検査面での充実向上を図っております。また、今年度から電子カルテシステムの導入に着手しております。

22ページの方で保存工事の方では、大きなものとして2階の倉庫改修がございましたが、総額では昨年度より減少しております。

続いて、医療業務につきましては23ページ、24ページに記載しております。入院患者数は延べ5万6,199人、前年度に比べて4.1%の減少となっております。また、一日平均入院患者数は154人となっております。外来患者数は延べ11万2,508人、前年度に比べて0.2%減少し、一日平均外来患者数は461.1人となっておりますが、外来収益の方では3.4%の増加となっております。

経理につきましては、25、26ページ、これは税抜きで上げておりますが、総収益は税抜きで29億4,559万2,863円で、前年度に比べまして7,080万4,264円、0.27%の減収になっております。これに対する右側のページですが、総費用は30億9,487万9,419円で、前年度に比べまして7,195万5,751円、2.3%の増加となっております。

この結果は、戻りますが5ページをお開きください。5ページの損益決算書の下から3行目に記載の当年度純損失は、1億4,928万6,556円となっております。前年度繰越欠損金を加えました当年度未処理欠損金、一番下ですが、22億848万2,227円となっております。

以上、簡単でございますが、病院事業決算を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(中村勝利君) 介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長(岡田弘彦君) 説明につきましては、初めに概要の説明をいたします。この概要につきましては、1年間を通した説明をいたします。その後に決算に

については内海町及び小豆島町ごとにご説明を申し上げます。

初めに、平成17年度の概要についてであります。別冊内海町、小豆島町の決算書の17ページをお開き願います。

平成17年度の運営状況については、通所利用者は前年度に比較した延べ人数で213人、一日当たり0.6人増加しましたが、入所利用者は延べ人数で3,147人、一日当たりで8.6人の減少となりました。これは、平成17年度の初めに島内において3施設が新たに相次いで開設されたこと、また平成17年10月の介護保険法改正による利用者負担額の大幅な増額が原因と考えられます。

経営的には、入所者数の減及び介護報酬の引き下げにより、大幅な減収となりました。一方、費用についても削減に努めてまいりましたが、給与費、負担金、減価償却費などの固定的経費が8割を占めるため、その効果は小さいものでありました。

次に、18ページ、行政官庁認可事項について、合併に伴い新たに介護保険施設の開設許可の申請を行い、平成18年3月21日付で香川県知事の許可を受けました。

次に、19ページの備品については、地方公営企業法の適用時に導入したパソコン1台を更新するとともに、ケアプラン作成ソフトを導入し、業務の効率化に努めてまいりました。

次に、業務量であります。19ページの業務量イ表の入所利用者は延べ2万110人で、前年比3,147人、13.5%の減となり、一日平均利用者数でも8.6人の減の55.1人となりました。通所利用者は延べ3,312人で、前年比213人、6.9%増となり、一日当たり利用者数は13.6人でありました。

経理につきましては、21ページ、事業収益をお願いいたします。

21ページ、22ページの事業収益、事業費用に関する事項に記載のとおり、総収益は2億7,053万6,512円で、前年比11.9%、3,643万1,865円の減収となりました。

総費用は2億9,437万6,416円で、利用者数の減に伴う給食費、給食委託費、材料費などの減はあったものの、固定的経費が大きく、またその経費について節減に努めてまいりましたが、その結果は小さく、前年比0.54%、158万1,000円の増となり、本年度末の純損失は2,384万円となりました。

次に、内海町の決算書をお開きいただきたいと思いますが、1、2ページをお開き願います。

内海町の介護老人保健施設事業の決算でございますが、収益的収入及び支出の収入であ

りますが、第1款施設事業収益は2億6,211万4,525円で、その内訳は第1項施設運営事業収益が2億5,234万3,190円、第2項施設運営事業外収益は977万1,335円でありました。

支出は、第1款施設事業費用は2億9,052万6,734円、その内訳は第1項施設運営事業費用は2億7,766万5,558円、第2項施設運営事業外費用は1,286万1,176円、予備費は0となっております。

次に、3、4ページの資本的収入及び支出の第1款資本的収入、第1項の負担金716万8,000円は、企業債元金償還金の3分の1を一般会計から負担金として受け入れたものでございます。

次に、第1款資本的支出、第1項建設改良費89万3,970円は、備品の購入であります。内海町、小豆島町の決算書の19ページに記載しておりますパソコン及びケアプラン作成システムであります。

第2項企業債償還金は、2,150万2,881円。企業債の元金償還金であり、資本的支出の決算額は2,239万6,851円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,522万8,851円は、過年度分損益勘定留保資金1,218万6,281円、減債積立金300万円及び当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4万2,570円で補てんいたしました。

以上が内海町の説明でございます。

引き続き、小豆島町の平成17年度の決算を申し上げます。

別冊資料の小豆島町の決算書をお開き願います。

1ページ、2ページの収益的収入及び支出の収入であります。第1款施設事業収益、第1項施設運営事業収益は861万5,150円、第2項施設運営事業外収益はゼロであります。

支出は、第1款施設運営事業、第1項施設運営事業費用は404万2,022円となっております。

以上が小豆島町でございまして、もとに戻りまして小豆島町と内海町を合わせた決算額を申し上げますので、内海町、小豆島町の決算書の1、2ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出であります。第1款施設事業収益は2億7,072万9,675円、その内訳は施設運営事業収益は2億6,095万8,340円、第2項施設運営事業外収益は977万1,335円でありました。

支出は、第1款施設事業費用は2億9,456万8,756円、その内訳は第1項施設運営事業費

用は2億8,170万7,580円、第2項施設運営事業外費用は1,286万1,176円、予備費は0となっております。

以上、簡単であります。説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、本案については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するということになっております。そこで、委員8名の選任方法については、さきの議会運営委員会で協議の結果、総務常任委員会からは正・副委員長の2名と委員から2名の4名を、教育民生常任委員会から2名、建設経済常任委員会から2名をそれぞれ選任していただくということになりましたので、その者を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員の選任については、総務常任委員会からは正・副委員長の2名と委員から2名、合わせて4名、教育民生常任委員会から2名、建設経済常任委員会から2名を選任するということに決定されました。

ただいまから休憩をとりますので、休憩中に各委員会を開催し、先ほど決定しました委員の選任をお願いします。なお、総務常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は議員控室、建設経済常任委員会は第4、第5会議室を使用してください。また、各常任委

員会の委員長は委員が決まりましたら、お手数ですが私のところまでご報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後5時07分

再開 午後5時16分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会委員の選任が行われましたので、報告します。

総務常任委員会からは井上議員、山中議員、渡辺議員、藤本議員の4名が、教育民生常任委員会からは安井議員、秋長議員の2名が、建設経済常任委員会からは森口議員、谷議員の2名がそれぞれ選任されたとの報告がありましたので、以上の8名を決算特別委員会の委員に指名します。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩をします。

休憩中にただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆様は、恐れ入りますが、第1委員会室で正・副委員長の互選をお願いします。なお、正・副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後5時17分

再開 午後5時20分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長が選任されましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長に井上喜代文議員、副委員長に山中彰議員と以上のように決まりましたことをご報告します。

なお、審査に当たりましては、監査委員にもご出席をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は以上のように決定しました。

なお、審査報告は12月定例会でお願いします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。次回は9月21日木曜日に会議を開きます。なお、開議時間については9月11日の議会運営委員会で決定しておりますように、午前9時30分に開会いたします。

本日はこれをもって解散します。ご苦労さまでした。

散会 午後5時22分